

第3期
計画

男女共同参画 プラン日光

Nikko City Gender Equality Plan Phase III

原案



令和8年3月

日光市男女共同参画都市宣言

日光市は、世界遺産に代表される悠久の歴史と文化をもった、美しい緑と清らかな水に恵まれたまちです。

わたしたちはこのまちに誇りを持ち、男女が性別や世代を超えて、互いに対等なパートナーとして、自立・平等・責任を胸にあらゆる分野に参画し、一人ひとりが生き生きと輝く「ひかりの郷・日光」をつくるため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

認めあおう！輝く個性 あなたと私 女と男

支えあおう！家庭・職場・地域の中で あふれるやさしさ 思いやり
参画しよう！希望を抱き 心豊かな未来をひらくため

平成20年3月15日

都市宣言の日を記念して、毎年3月に「日光市男女共同参画週間」を設けています。

はじめに（市長からのメッセージ）ページ

空白ページ

■目次

第1章 計画の趣旨	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 男女共同参画に関する国内外の動き（年表）	2
3. 計画の性格	7
4. 計画の期間	8
5. 計画の策定体制	8
6. 計画の推進について	9
第2章 日光市の男女共同参画を取り巻く現状と課題	10
1. 人口・世帯等の状況	10
(1) 人口と世帯の状況	10
(2) 出生の状況	12
2. 女性の参画の状況	13
3. 家庭生活・職業生活の状況	14
(1) 女性の労働力率*	14
(2) 女性が働くことに対する意識	15
4. 市民の男女共同参画に関する意識の状況	16
(1) 固定的な性別役割分担意識について	16
(2) 男女の地位の平等感	17
5. 女性に対する暴力や貧困の状況	18
(1) 困難な問題を抱える女性について	18
(2) 配偶者からの暴力（DV）	18
(3) 女性の貧困	19
6. 国際的潮流と「日光声明」を踏まえた本市の課題と方向性	20
7. 男女共同参画プラン日光（第2期計画後期計画）の課題と事業効果	21
第3章 計画の基本的な考え方	28
1. 基本理念	28
2. めざす姿	29
3. 基本目標	29
4. 計画の体系	30
5. 目標設定指標一覧	31
第4章 計画の内容	32
I お互いを理解し合い認め合う意識をもとう	32
施策の方向1 社会全体の意識改革	33
1 人権尊重意識の醸成	34
2 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消	35
施策の方向2 男女共同参画社会の実現に向けた教育・学習機会の充実	36
3 家庭における教育の充実	37
4 ジェンダー平等教育と啓発の推進	37

II	自分らしい生き方を選択できる環境をつくろう	39
	施策の方向3 女性の活躍と経済的自立	40
5	働く場における女性の活躍促進【日光市働く女性の活躍推進プラン】	41
6	政策・方針決定の場への女性の参画促進	43
7	多様な人材育成の支援	43
	施策の方向4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進	46
8	子育て・介護サービスの充実【日光市働く女性の活躍推進プラン】	47
9	働きやすい職場環境の整備の促進【日光市働く女性の活躍推進プラン】	48
10	心豊かな地域活動の推進	49
III	安全・安心を確保しよう	51
	施策の方向5 女性の尊厳の確立とあらゆる暴力の根絶	52
11	困難な問題を抱える女性への支援【日光市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】	53
12	男女間のあらゆる暴力の根絶【日光市配偶者からの暴力対策基本計画】	55
	施策の方向6 心身の健康と安全・安心な生活の実現	58
13	ライフステージに応じた健康づくりの支援	59
14	援助を必要とする人への支援	60
15	防災・防犯活動への参画促進	60
16	多文化共生・国際交流の推進	61
IV	計画を推進しよう	62
	施策の方向7 市の推進体制の充実	63
17	市の推進体制の充実	64
18	市民・地域・行政との連携	65
19	国や県・他自治体・関連機関との連携	65
資料編	66
1.	「男女共同参画プラン日光（第3期計画）」策定経過	66
2.	日光市男女共同参画社会づくり推進本部	67
3.	日光市男女共同参画審議会	70
4.	日光市男女共同参画推進条例	72
5.	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	76
6.	男女共同参画社会基本法	82
7.	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	86
8.	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	102
9.	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	115
10.	用語説明索引	123

第1章 計画の趣旨

1. 計画策定の趣旨

平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が、21 世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置づけられています。

また、平成 27 年 9 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布・施行され、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することが求められています。

日光市では、平成 20 年 3 月に「男女共同参画プラン日光」を策定した後、平成 24 年 3 月に後期計画、平成 28 年 3 月に第 2 期計画、令和 3 年 3 月に第 2 期後期計画を策定し、市民と行政のパートナーシップのもと、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

しかし、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや、社会全体が男性を優遇しているとするアンケート結果、家庭生活・職業生活・地域活動が両立しやすい環境の不足など、多くの課題が残されています。

また、令和 5 年度には、本市において G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が開催され、「日光声明」が発出されました。ジェンダー平等^{※1}や女性の活躍推進に関する国際的な議論が進む中、本市としてもその理念を踏まえ、地域の実情に応じた取組を計画的に推進していく必要があります。

このような状況や国の新たな動き、社会情勢の急速な変化を踏まえ、これまでの取組の更なる推進と新たな課題に対応していくため、現行の第 2 期後期計画が令和 7 年度をもって満了となることから、新たに第 3 期計画を策定します。

^{※1} ジェンダー平等：性別（必要に応じて性的指向・性自認(SOGI)^{※12}を含む）によって権利や機会が左右されることなく、全ての人が等しくその機会を確保し、物事の意思決定に公正に参画できる状態をいいます。

2. 男女共同参画に関する国内外の動き(年表)

		世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	日光市の動き
1975 (昭和 50)		<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・「女性の地位向上のための世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に婦人問題企画推進本部、婦人問題担当室設置 ・「女子教職員等育児休業法」公布 		
国連婦人の十年	1976 (昭和 51)		<ul style="list-style-type: none"> ・民法改正（離婚復氏制度） 		
	1977 (昭和 52)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国連行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 		
	1979 (昭和 54)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・企画部婦人青少年課設置 ・婦人行政連絡会議設置 ・栃木県婦人問題懇話会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人指導者研修会開催（旧今市市） <p>※以降、毎年開催</p>
	1980 (昭和 55)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法一部改正（配偶者の法定相続分 1/3 から 1/2 に） 		
	1981 (昭和 56)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO 第 156 号条約（家族責任条約）採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人のための栃木県計画」策定（昭和 56～60） 	
	1984 (昭和 59)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法」及び「戸籍法」一部改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・日光市働く婦人の家完成（旧日光市）
	1985 (昭和 60)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の十年最終年世界会議（ナイロビ）開催 ・「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」批准 		
	1986 (昭和 61)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進有識者会議開催 ・「男女雇用機会均等法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎ新時代女性プラン」策定（昭和 61～平成 2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・今市市婦人団体連絡協議会設立（旧今市市）
	1987 (昭和 62)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦 2000 年に向けての新国連行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回婦人のつどい開催 	
	1988 (昭和 63)			<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県婦人団体連絡協議会発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会社会教育課に婦人青少年係設置（旧今市市）
1990 (平成 2)		<ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 			<ul style="list-style-type: none"> ・今市市女性問題懇話会設置（旧今市市）
1991 (平成 3)			<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦 2000 年に向けての新国連行動計画（第一次改定）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎ新時代女性プラン（二期計画）」策定（平成 3～7） ・「婦人総合センター（仮称）基本構想」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会社会教育課婦人青少年係を女性青少年係に改称（旧今市市）
1992 (平成 4)			<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」施行 ・初の婦人問題担当大臣設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人総合センター（仮称）基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いまいち女性行動計画」策定（平成 4～13）（旧今市市） ・今市市女性広報紙「NEW MAN&WOMAN」創刊（旧今市市） ・市民生活課に女性行政係を設置（旧日光市）

	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	日光市の動き
1993（平成5）	<ul style="list-style-type: none"> ・国連女性に対する暴力に関する宣言採択 ・国連世界人権会議（ウイーン）「ウイーン宣言及び行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・今市市女性問題研究会設置（旧今市市） ・「市民のつどい」開催（旧日光市） <p>※以降、毎年「N I K K O フォーラム」として開催</p>
1994（平成6）	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO第175号条約（パートタイム労働に関する条約）採択（ILO総会） ・国際人口・開発会議（カイロ）「行動計画」採択（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ提唱） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置 		
1995（平成7）	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議（北京） ・「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化） ・ILO第156号条約を批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人とちぎ女性センター設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等委員における女性の登用計画書」作成（旧今市市）
1996（平成8）		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎ新時代女性プラン（三期計画）」策定（平成8～12） ・パルティとちぎ女性センター開館 ・女性青少年課に名称変更 ・栃木男女共同参画推進本部設置 	
1997（平成9）		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」一部改正 ・「介護保険法」公布 		
1998（平成10）				<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会生涯学習部社会教育課女性行政推進室設置（旧今市市） ・今市市男女共同参画社会づくり市民会議設置（旧今市市）
1999（平成11）		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「改正育児・介護休業法」全面施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県男女共同参画懇話会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「今市市男女共同参画社会づくりのための市民意識アンケート調査」実施および報告書作成（旧今市市）
2000（平成12）	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）開催 ・「政治宣言及び成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境部女性青少年課女性係を男女共同参画担当に改組 	<ul style="list-style-type: none"> ・日光市働く婦人の家（清滝）に女性行政係が移転（旧日光市）
2001（平成13）		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎ男女共同参画プラン」策定（平成13～17） ・「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（平成13～17） 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部局を教育委員会から市長部局に移行し、総務部政策課に女と男政策推進室を設置（旧今市市）
2003（平成15）		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「栃木県男女共同参画推進条例」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画都市宣言（旧今市市） ・「男女共同参画のための日光市プラン」策定（旧日光市）
2004（平成16）		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・パルティとちぎ女性センターをパルティとちぎ男女共同参画センターに名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・「今市市男女共同参画推進条例」施行（旧今市市）

	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	日光市の動き
2005（平成 17）	・第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京 +10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク）	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定（平成 17～20）	
2006（平成 18）		・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「とちぎ男女共同参画プラン（二期計画）」策定（平成 18～22） ・「第二期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（平成 18～22）	・今市市、日光市、藤原町、足尾町、栗山村の 5 市町村が合併し、日光市が誕生 ・企画部に男女共同参画課を設置 ・日光市男女共同参画社会づくり市民会議設置 ・日光市男女共同参画社会づくり推進本部設置
2007（平成 19）	・「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択	・「改正男女雇用機会均等法」一部施行 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・組織改編により青少年男女共同参画課となる	・「日光市女性団体連絡協議会」設立
2008（平成 20）		・「配偶者暴力防止法」改正 ・「パートタイム労働法」一部改正法施行		・「男女共同参画プラン日光」策定（平成 20～27） ・男女共同参画都市宣言 ・「日光市農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（平成 20～24）
2009（平成 21）	・第 54 回国連婦人の地位委員会（国連「北京 +15」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク）		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定（平成 21～23）	・「日光市男女共同参画推進条例」施行 ・機構改革により企画部男女共同参画課から健康福祉部人権・男女共同参画課となる ・男女共同参画審議会設置
2010（平成 22）		・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定 ・「改正育児・介護休業法」施行		・「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」策定（平成 22～27）
2011（平成 23）	・DAW（国連女性地位向上部）、INSTRAW（国際婦人調査訓練研究所）、OSAGI（国連ジェンダー※2 問題特別顧問事務所）、UNIFEM（国連女性開発基金）の 4 機関を統合し UN Women 発足	・東日本大震災の発生と中央防災会議等における検討（平成 23～）	・「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」策定（平成 23～27） ・とちぎ男女共同参画センター開所	
2012（平成 24）	・「第1回女性に関する ASEAN 閣僚級会合」開催	・「子ども・子育て関連 3 法」成立	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次改定版）策定（平成 24～28）	・「男女共同参画プラン日光（後期計画）」策定（平成 24～27）
2013（平成 25）				・「第二期日光市農業・農村男女共同参画プラン」策定（平成 25～29）

※2 ジェンダー（gender）：生物学的意味合いからみた男女の性区別をセックス（sex）と呼ぶのに対して、社会的意味合いからみた男女の性区別のことをいいます。

	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	日光市の動き
2014（平成 26）		・「仕事と介護の両立支援」のポータルサイト開設	・「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」策定に向けた意識調査の実施	・「日光市男女共同参画に関するアンケート調査」実施
2015（平成 27）	・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」採択	・「女性のチャレンジ応援プラン」策定 ・「食料・農業・農村基本計画」閣議決定 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立	・府内に部局横断的な「女性活躍推進プロジェクトチーム」の設置	・「日光市子ども・子育て支援事業計画」策定（平成 27～31）
2016（平成 28）	・女子差別撤廃委員会による、「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」の発出	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 ・「働き方改革実行計画」決定	・「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」策定（平成 28～令和 2） ・「第四期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（平成 28～令和 2） ・「とちぎ女性活躍応援団」設立	・「男女共同参画プラン日光（第2期計画）」策定（平成 28～令和 7） ・「日光市配偶者からの暴力対策基本計画（第2期計画）」策定（平成 28～令和 2）
2017（平成 29）		・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改定	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」第3次改定（平成 29～令和 3） ・「男女生き活き企業」認定・表彰制度創設	・「日光市働く女性の活躍推進プラン」策定（平成 29～令和 2）
2018（平成 30）		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ・働き方改革を推進するための関係法律の整備	・DV被害者等地域支援サポーター制度の創設	・「第3期日光市農業・農村男女共同参画プラン」策定（平成 30～令和 4）
2019（令和元）		・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正		・「日光市男女共同参画に関するアンケート調査」実施
2020（令和 2）	・新型コロナウイルス感染症の発生と、世界各地への拡大	・男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインの策定 ・性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定 ・第5次男女共同参画基本計画の策定		・「第2期日光市子ども・子育て支援事業計画」策定（令和 2～令和 6）
2021（令和 3）		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	・「とちぎ男女共同参画プラン（5期計画）」策定（令和 3～令和 7） ・「第五期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（令和 3～令和 7）	・「男女共同参画プラン日光（第2期計画後期計画）」策定（令和 4～令和 7） ・第2期日光市特定事業主行動計画後期計画（令和 4～令和 7） ・「日光市パートナーシップ宣誓制度」導入

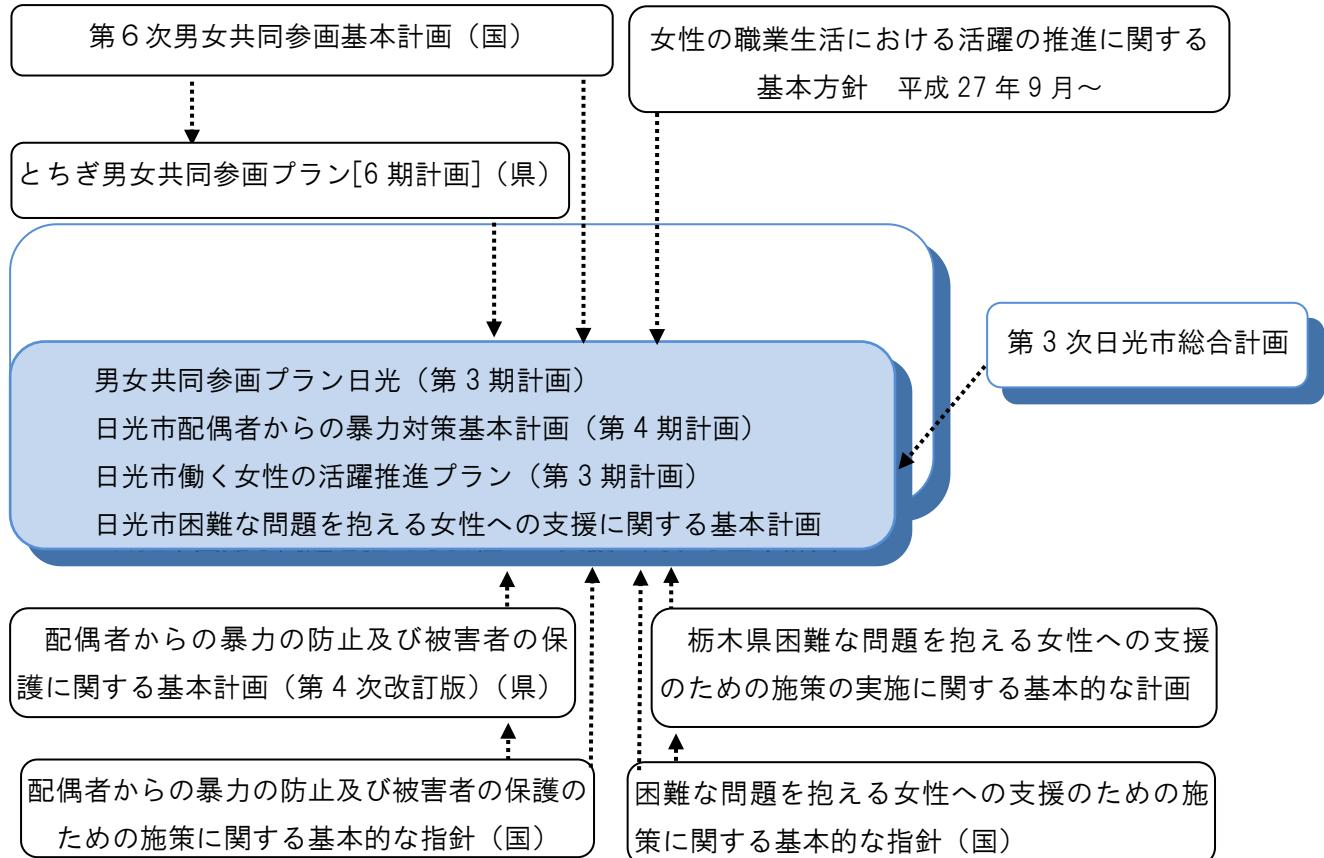
	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	日光市の動き
2022（令和4）		・「女性版骨太の方針2022」決定	・「とちぎパートナーシップ宣誓制度」導入	・機構改革により健康福祉部 人権・男女共同参画課から企画総務部総務課 人権・男女共同参画推進係となる
2023（令和5）		・「性的指向及びジェンダーアイデンティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	・11月22日を「とも家事の日」と制定	・G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合（奥日光開催）、成果文書「日光声明」発出
2024（令和6）		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	・「栃木県 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」策定	・「性の多様性に関する職員向けガイドライン」策定
2025（令和7）		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正		・「第3期日光市子ども・子育て支援事業計画」策定（令和7～令和11） ・「日光市男女共同参画に関するアンケート調査」実施

3. 計画の性格

このプランは、以下のような性格を持つものです。

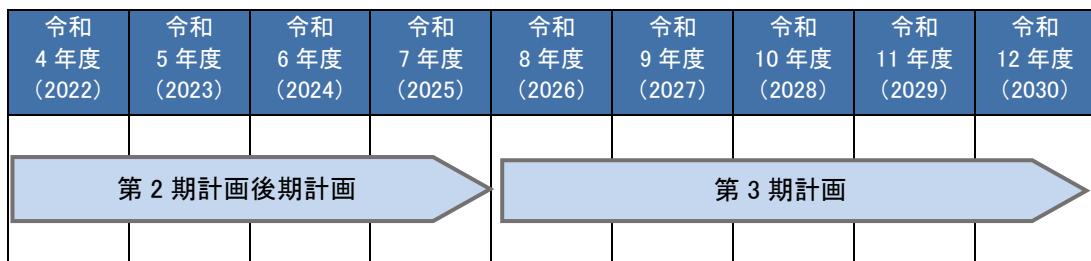
- (1) 日光市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 国の「第6次男女共同参画基本計画」及び栃木県の「とちぎ男女共同参画プラン（6期計画）」の内容と整合を図った計画です。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として、「日光市配偶者からの暴力対策基本計画（第4期計画）」を一体的に策定します。
- (5) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として、「日光市働く女性の活躍推進プラン（第3期計画）」を一体的に策定します。
- (6) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」として、「日光市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を一体的に策定します。
- (7) 「第3次日光市総合計画」及び日光市におけるその他の関連計画との整合を図り、男女共同参画推進の基本的方向を示すものです。
- (8) 日光市男女共同参画推進条例第8条に基づく市の男女共同参画の推進に関する「基本計画」です。
- (9) 令和3年3月策定の「男女共同参画プラン日光（第2期計画後期計画）」を引き継ぐものとして位置づけています。

■計画の位置づけ



4. 計画の期間

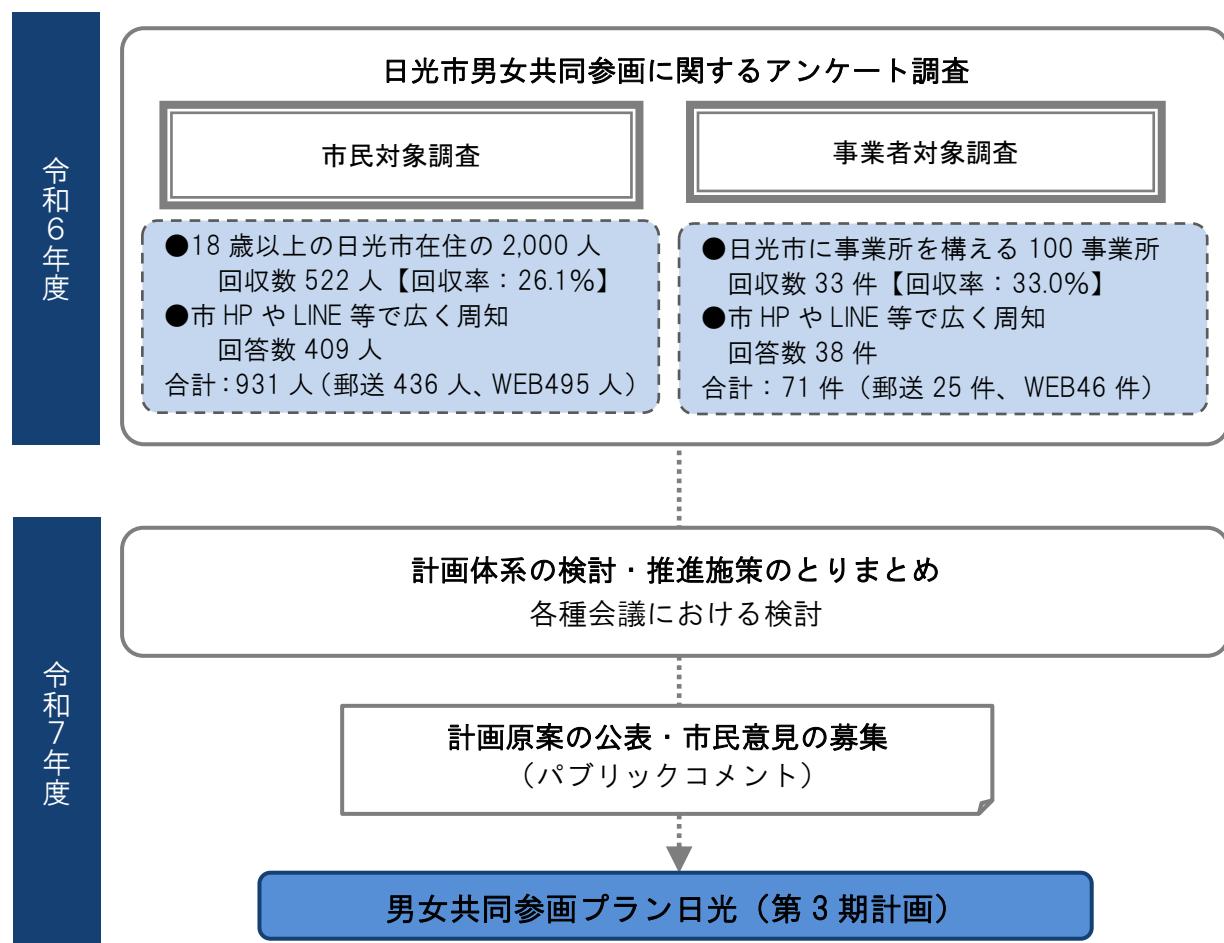
第2期計画では、計画期間を10年間として前期（6年間）と後期（4年間）に分けて取組を進めてきましたが、変化が激しく予測が難しい社会情勢に迅速に対応できるように、第3期計画は令和8年度から12年度までの5年間とします。



5. 計画の策定体制

このプランは、以下のような体制により策定しました。

■計画の策定体制



6. 計画の推進について

本プランでは、計画の達成度や主要事業の進捗状況を的確に把握・評価し、施策の推進における課題を明らかにした上で、より効果的な取組につなげるため、次の3点に取り組みます。

①事業効果(アウトプット指標)＝“何”を“どれくらい”提供できたか

各事業に、実施回数や参加者数などのアウトプット指標を設定し、進捗状況を把握します。事業の性質上、数値化が困難な場合もありますが、事業内容に応じて達成度を評価し、進捗管理に活用します。

②成果指標(アウトカム指標)＝取組の結果、“何”が“どのように”変化したか

各基本目標について、令和12年度末を目途に成果指標を設定し、施策ごとに成果指標の達成状況を検証し、次期プランへ反映させます。

③審議会による達成状況の評価と市民への公表

これまで年次進捗状況報告書により、事業の進捗管理、実施主体による自己評価、日光市男女共同参画審議会への報告を行ってきました。今後も成果指標の達成状況を報告し、同審議会による評価を受けるとともに、プランの進捗を市民にわかりやすく公表し、その結果をその後の取組の方向性に反映します。

第2章 日光市の男女共同参画を取り巻く現状と課題

1. 人口・世帯等の状況

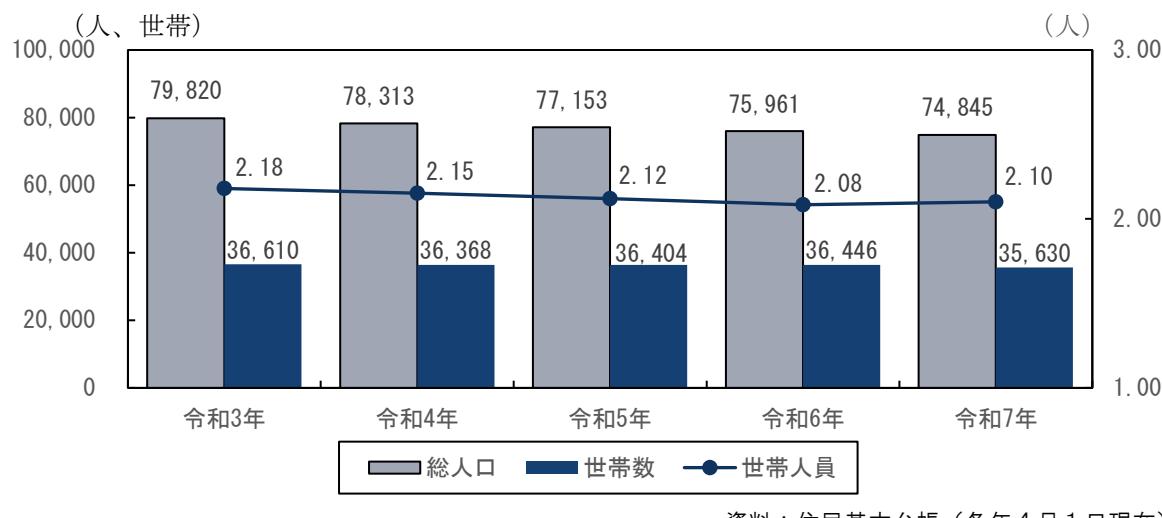
(1) 人口と世帯の状況

日光市の総人口（図表1）は、近年減少が続いている、令和7年4月1日現在74,845人で、この5年間で約5,000人減少しています。

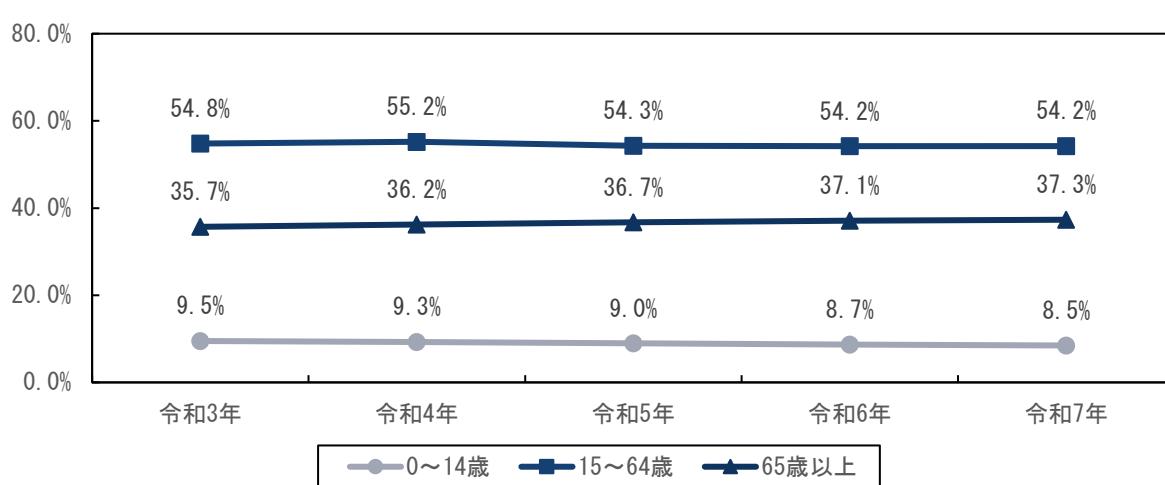
年齢3区分別人口比率の推移（図表2）をみると、0～14歳人口と15～64歳人口が減少し、65歳以上人口は増加しており、少子高齢化が進行しています。

世帯数は令和6年までは横ばいでいたが、令和7年には令和6年比で約800世帯減少し、人口減少とともに世帯数も減少しました。

■図表1 総人口及び世帯数の推移



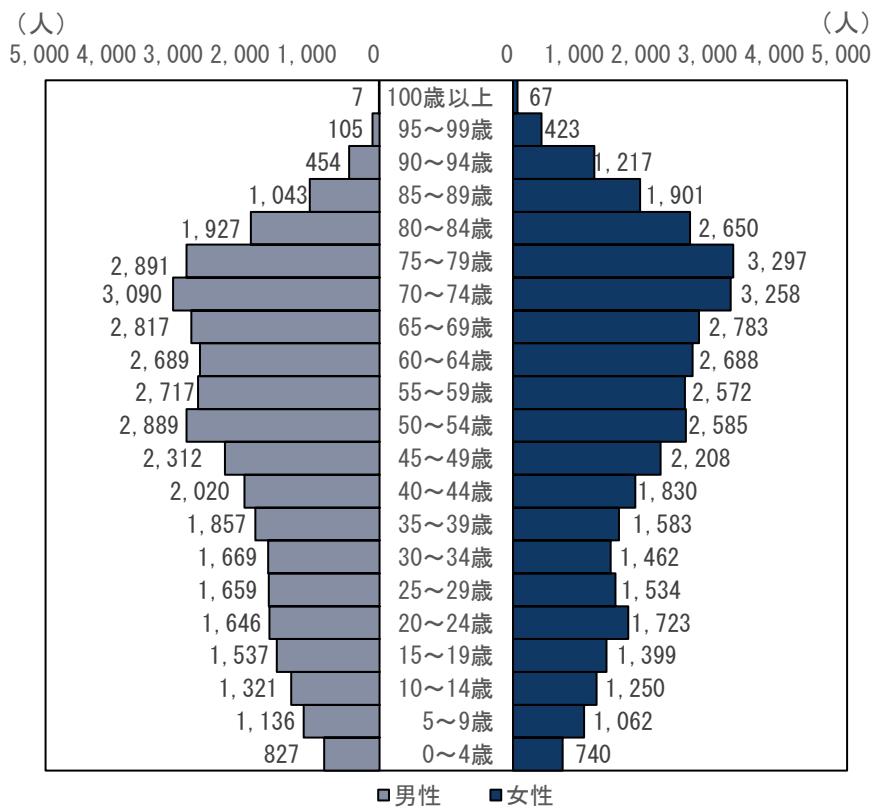
■図表2 年齢3区分別人口比率の推移



人口ピラミッド（図表3）を見ると、男性は70～74歳、女性は75～79歳が最も多く、次いで男性が75～79歳、女性が70～74歳となっています。

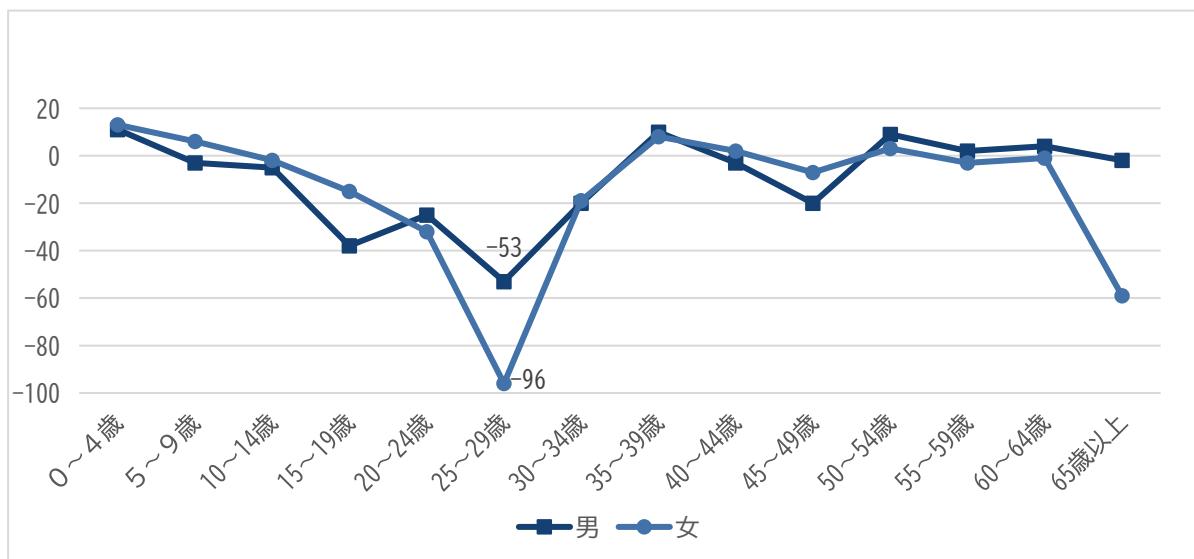
社会増減の詳細（図表4）では、25～29歳の女性の減少が突出しています。

■図表3 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和7年4月1日現在）

■図表4 男女・年齢別社会増減数の推移

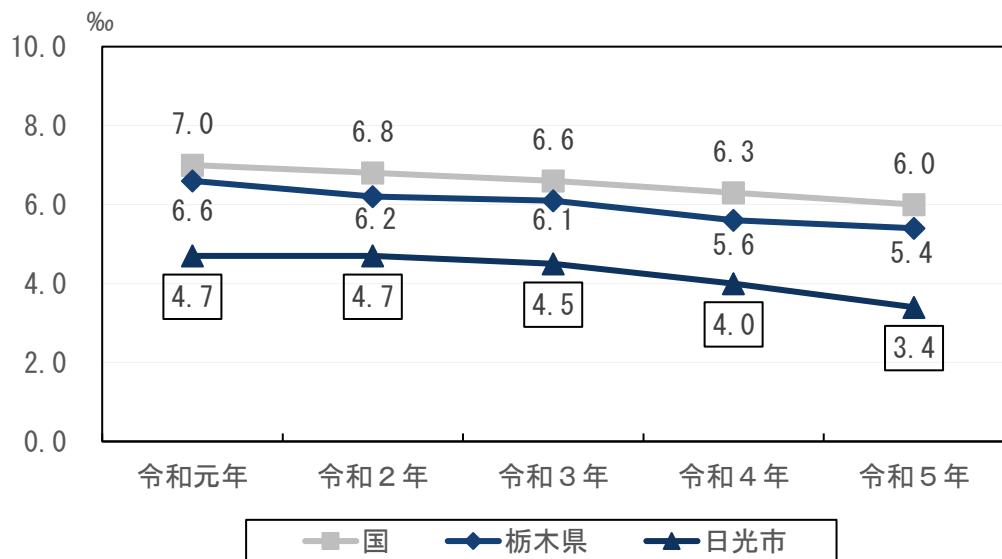


資料：住民基本台帳に基づく都道府県及び市区町村別詳細分析表（令和6年）

(2)出生の状況

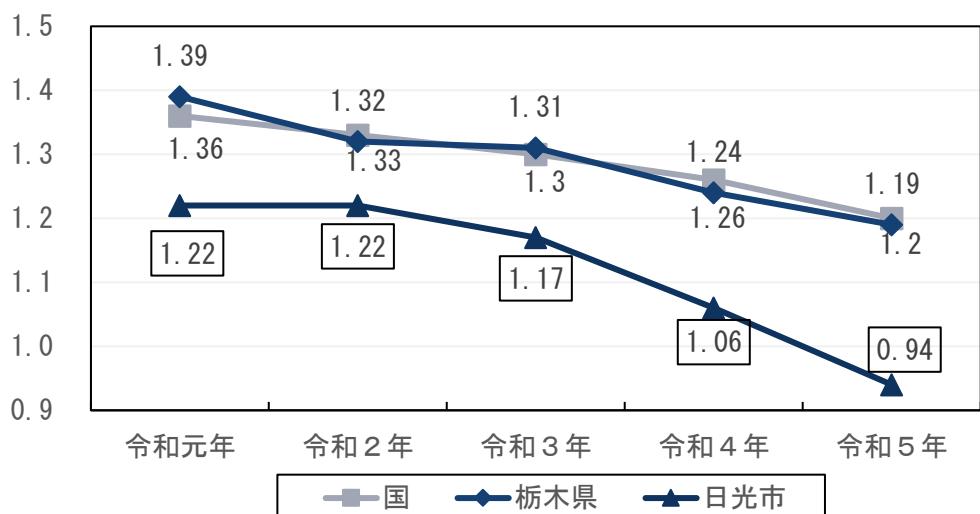
日光市の出生率は、国及び県より大幅に低い水準で推移しており、令和5年は3.4‰^{※3}でした。合計特殊出生率^{※4}は、令和5年で0.94と、国・県の水準を大きく下回っています。

■図表5 出生率の推移（国・県との比較）



資料：栃木県保健統計年報

■図表6 合計特殊出生率の推移（国・県との比較）



資料：栃木県保健統計年報

※3 ‰（パーセント、あるいはプロミル）：1,000分の1を1とする単位です。出生率は人口1,000人あたりの出生数を示しているので、‰で表します。

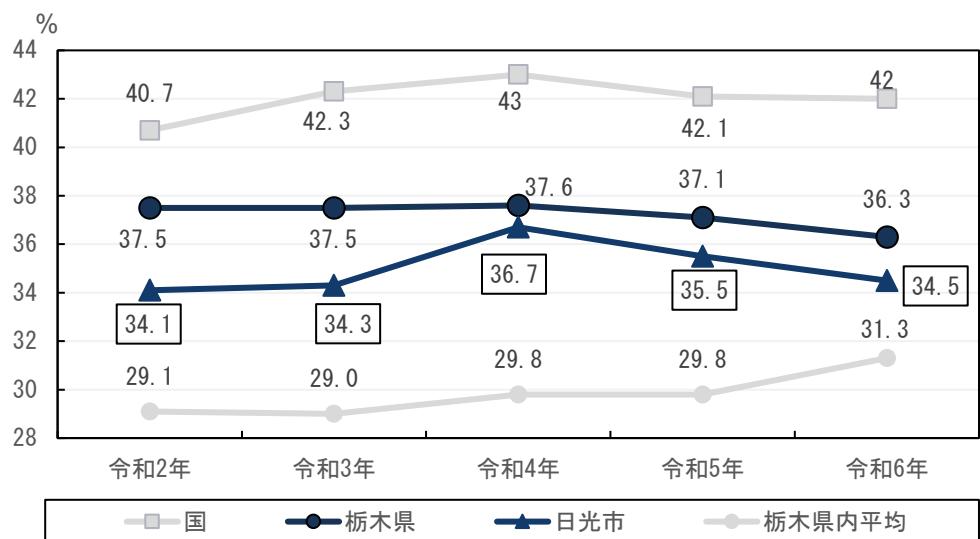
※4 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出産率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の平均の子どもの数です。

2. 女性の参画の状況

日光市の審議会等における女性委員比率（図表7）は、令和6年4月1日現在34.5%で、県内（25市町）平均より高いものの、国及び県の水準を下回っています。

市職員の管理職に占める女性比率（図表8）は、令和7年4月1日現在4.2%で、県及び県内（25市町）平均を大きく下回っています。

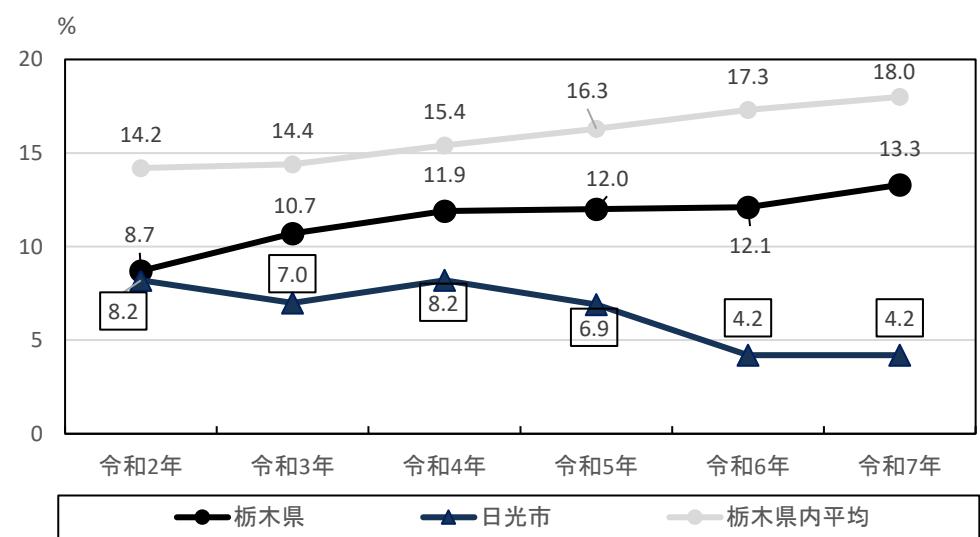
■図表7 審議会等における女性委員比率の推移（国・県との比較）



資料：男女共同参画に関する年次報告

栃木県・日光市・栃木県平均：各年4月1日現在
国・審議会等における女性委員の参画状況調べ 各年9月30日現在

■図表8 県・市職員の管理職における女性比率の推移（県との比較）



資料：男女共同参画に関する年次報告（各年4月1日現在）

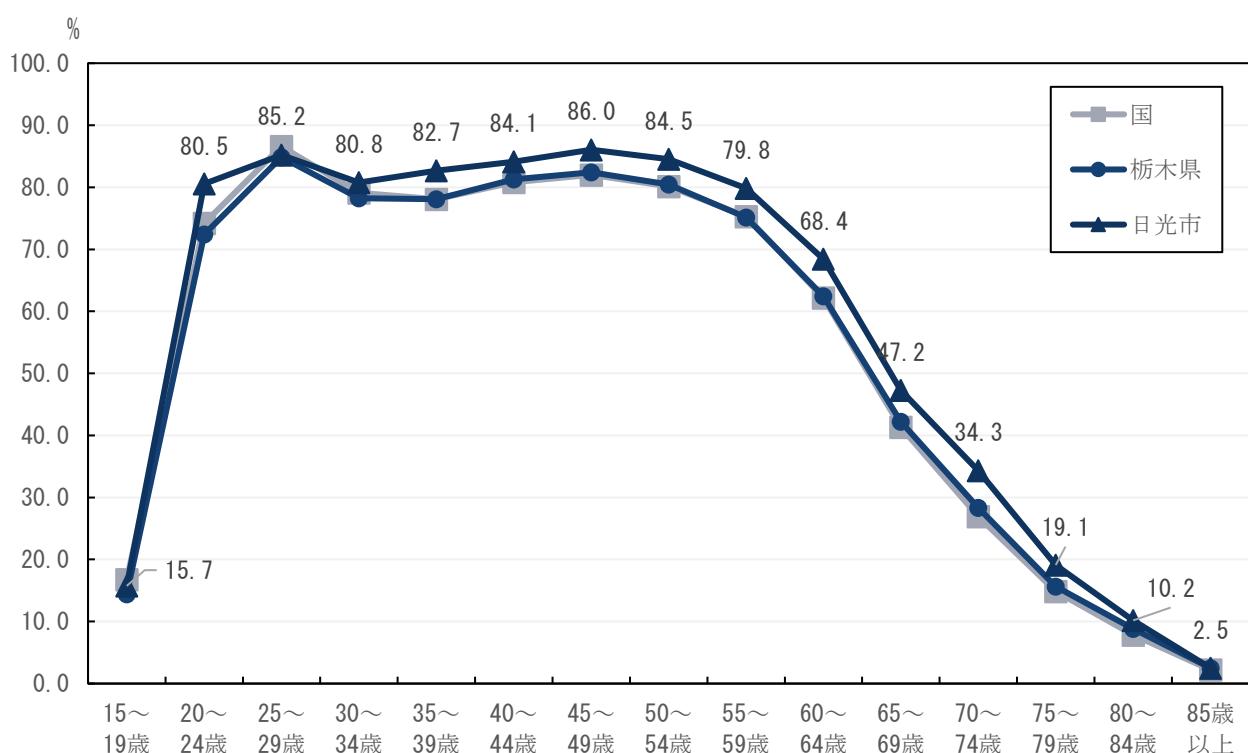
3. 家庭生活・職業生活の状況

(1) 女性の労働力率^{※5}

令和2年国勢調査によると、日光市の女性の労働力率は、ほぼすべての年齢階級で全国・栃木県平均を上回っています。

一方、年齢別では、結婚・出産・育児などのライフイベントが多い30歳代前半で一旦低下し、その後40歳代で再び上昇する「M字カーブ」が依然として見られます。

■図表9 女性の労働力率の比較



資料：国勢調査（令和2年）

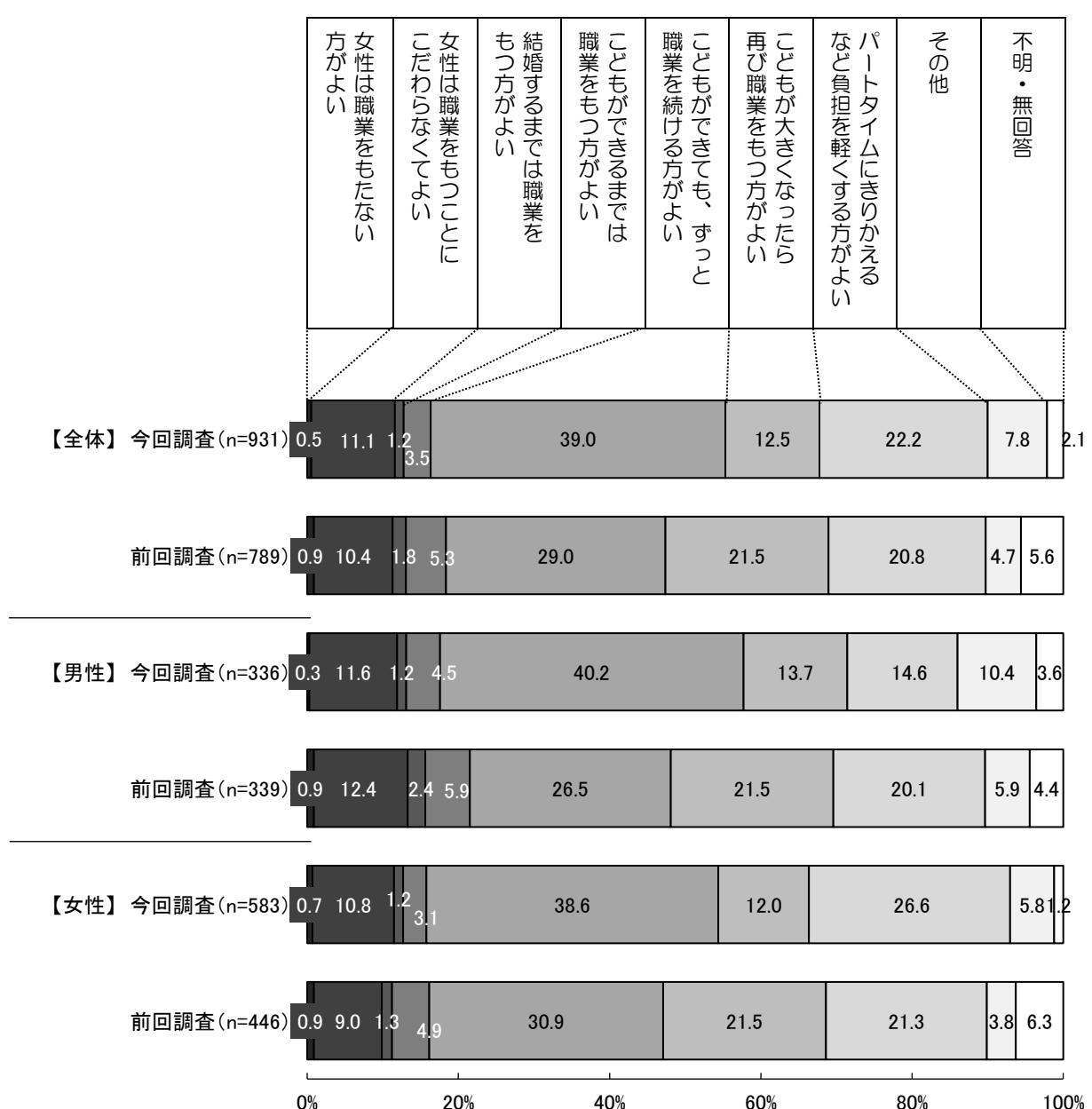
※5 女性の労働力率：人口（日本では15歳以上）に対する労働力人口の比率。労働力人口とは、就業者に完全失業者を加えた人数で、15歳以上で働いている人と働く意欲のある人がどれくらいいるかを示すものです。

(2) 女性が働くことに対する意識

令和7年1月～2月に実施した「日光市男女共同参画に関するアンケート調査」によるところ、市民の多くが「女性がこどもを持っても働き続けること」を肯定しており、社会全体に職業継続を支援する仕組みづくりが求められています。

一方、女性本人は「パートタイムにきりかえるなど負担を軽くする方がよい」とする割合が男性より12ポイント高くなっています。負担軽減策を講じながら働き続けたいとする傾向が強く、柔軟な就業支援や家事・育児支援の必要性が高まっています。

■図表10 女性が職業をもつことに対する意識



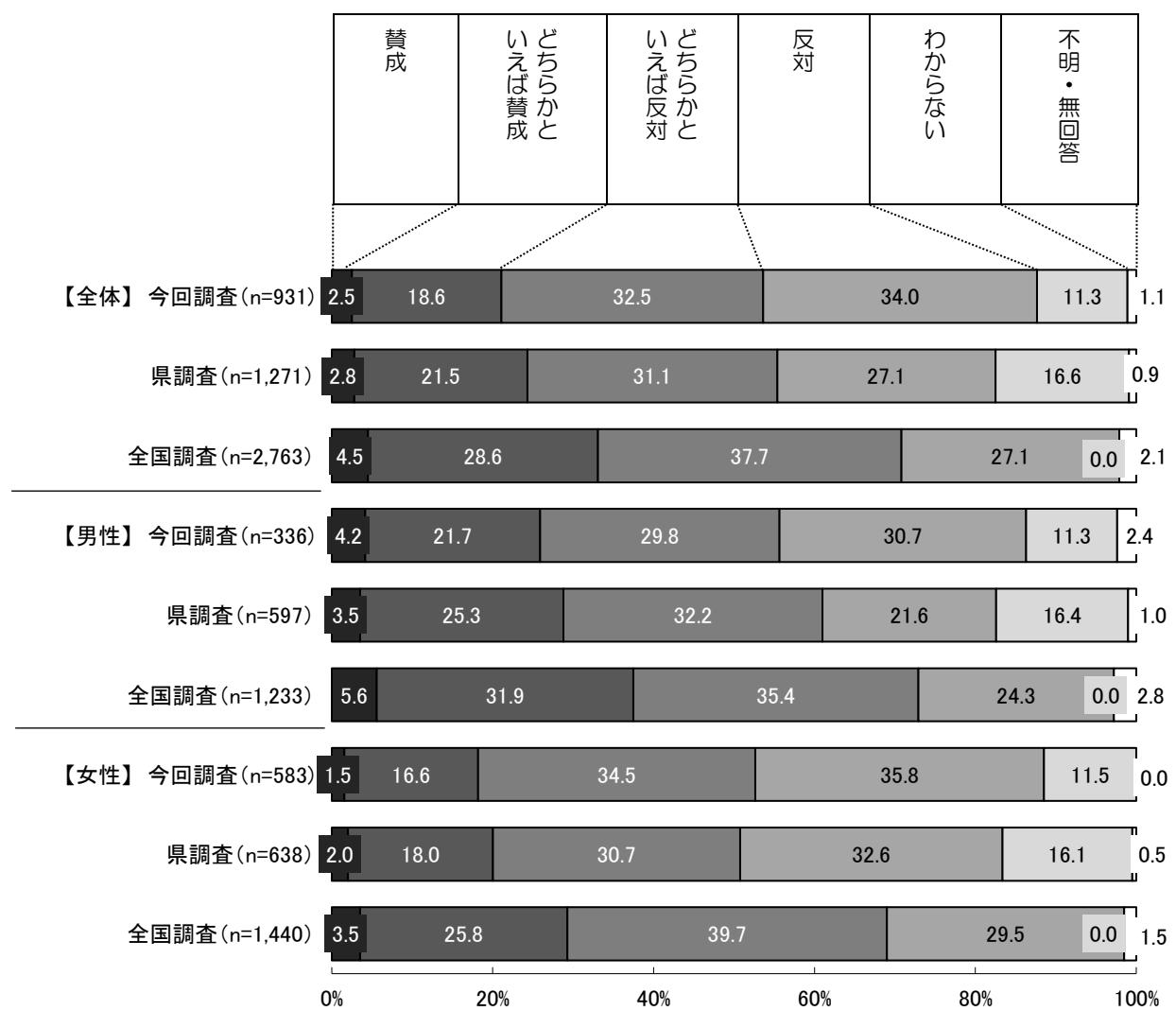
資料：日光市（令和元年度調査・令和6年度調査）

4. 市民の男女共同参画に関する意識の状況

(1) 固定的な性別役割分担意識について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対し、男女とも『賛成』（「賛成」 + 「どちらかといえば賛成」）より『反対』（「反対」 + 「どちらかといえば反対」）の割合が高く、特に日光市は国・県よりも『賛成』が低く、『反対』が高くなっています。固定的意識の解消が進んでいると言えます。

■図表11 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

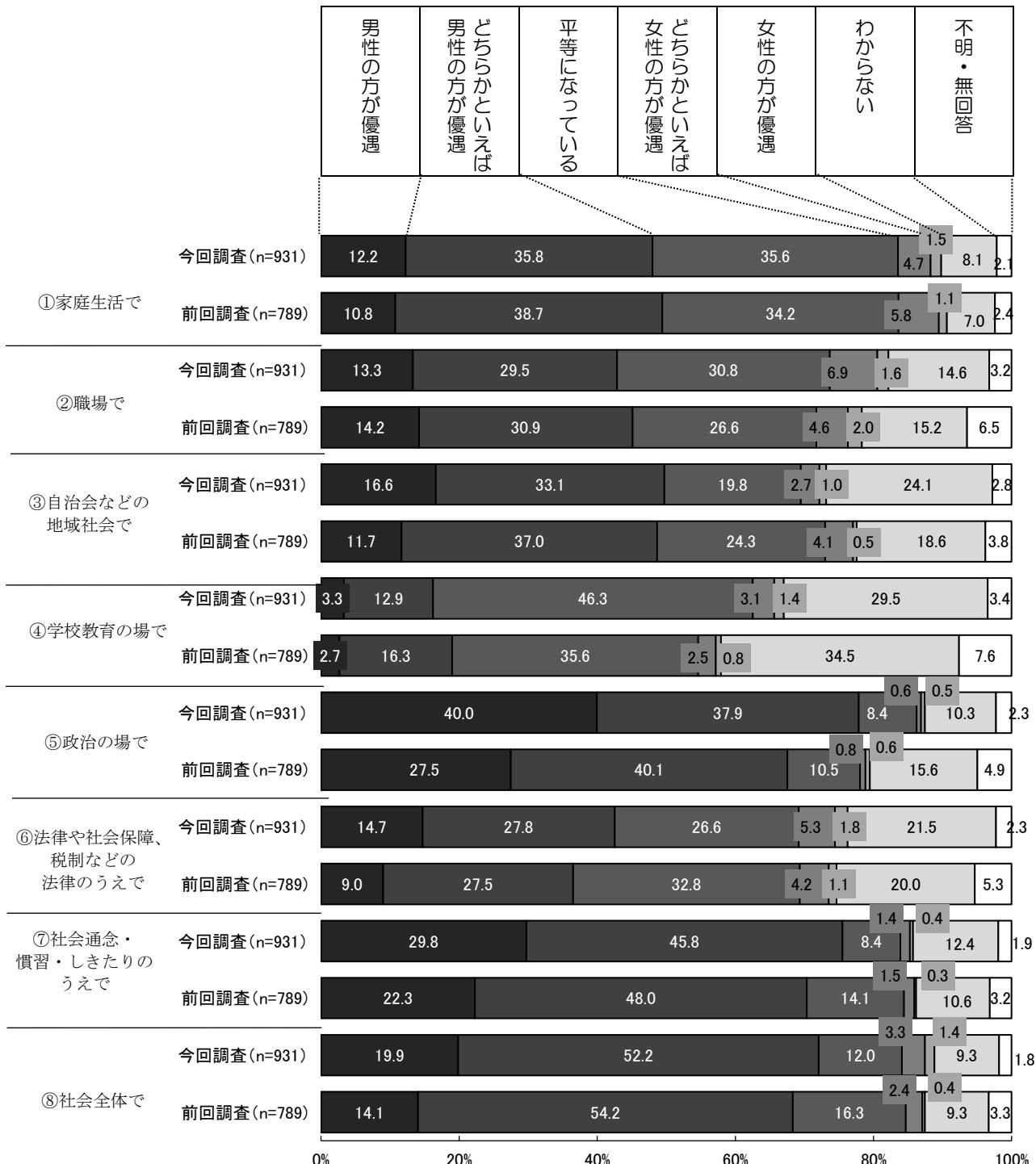


資料：日光市・栃木県・内閣府（いずれも令和6年度調査）

(2)男女の地位の平等感

前回（令和元年度）調査と比較すると、「家庭生活」「職場」「学校教育の場」で『平等』と感じる割合が上昇しました。しかし、それ以外のすべての分野で『男性優遇』（「男性の方が優遇」+「どちらかといえば男性の方が優遇」）と感じる割合が増えています。

■図表12 男女の地位の平等感（前回調査との比較）



資料：日光市（今回調査：令和6年度、前回調査：令和元年度）

5. 女性に対する暴力や貧困の状況

(1) 困難な問題を抱える女性について

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援が必要となっています。

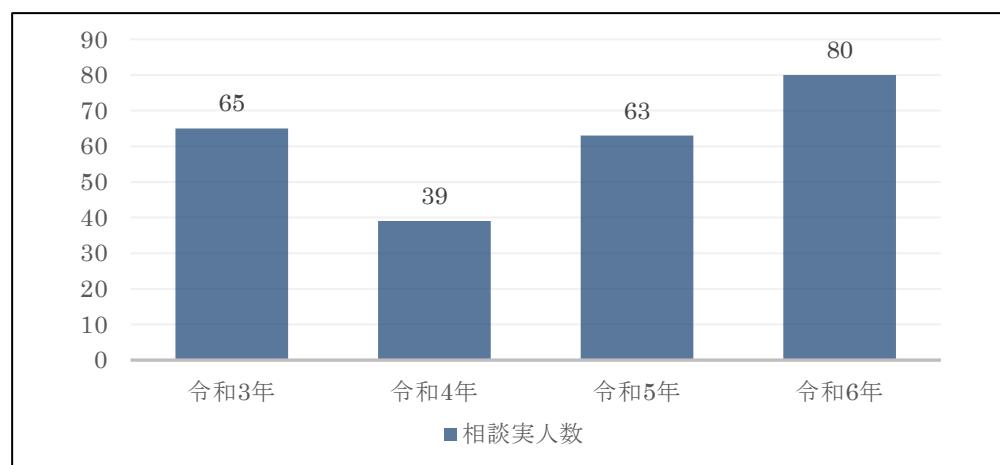
日光市における困難を抱える女性からの相談の状況は、令和6年度に市への相談者数は80人で、前年度に比べ約27%増加しています。

(2) 配偶者からの暴力(DV)

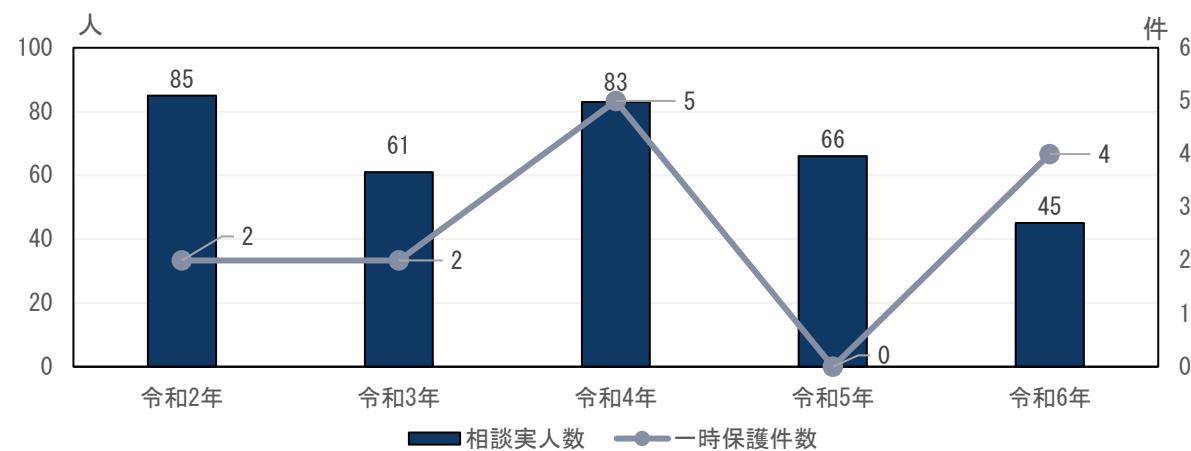
DVは家庭内で行われ発見が困難である上、被害者本人の訴えがなければ支援につながりにくく、潜在化しやすい傾向があります。

令和6年度の日光市配偶者暴力相談支援センターへの相談者数は45人で、そのうち一時保護件数は4件となっています。

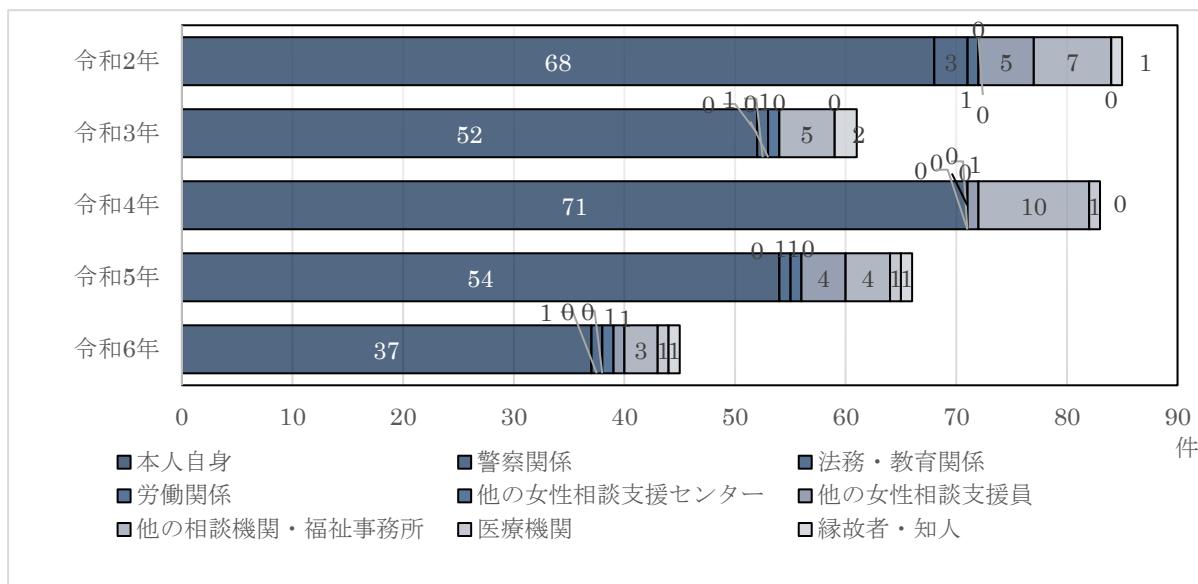
■図表13 女性相談（一般）



■図表14 日光市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談実人数及び一時保護件数



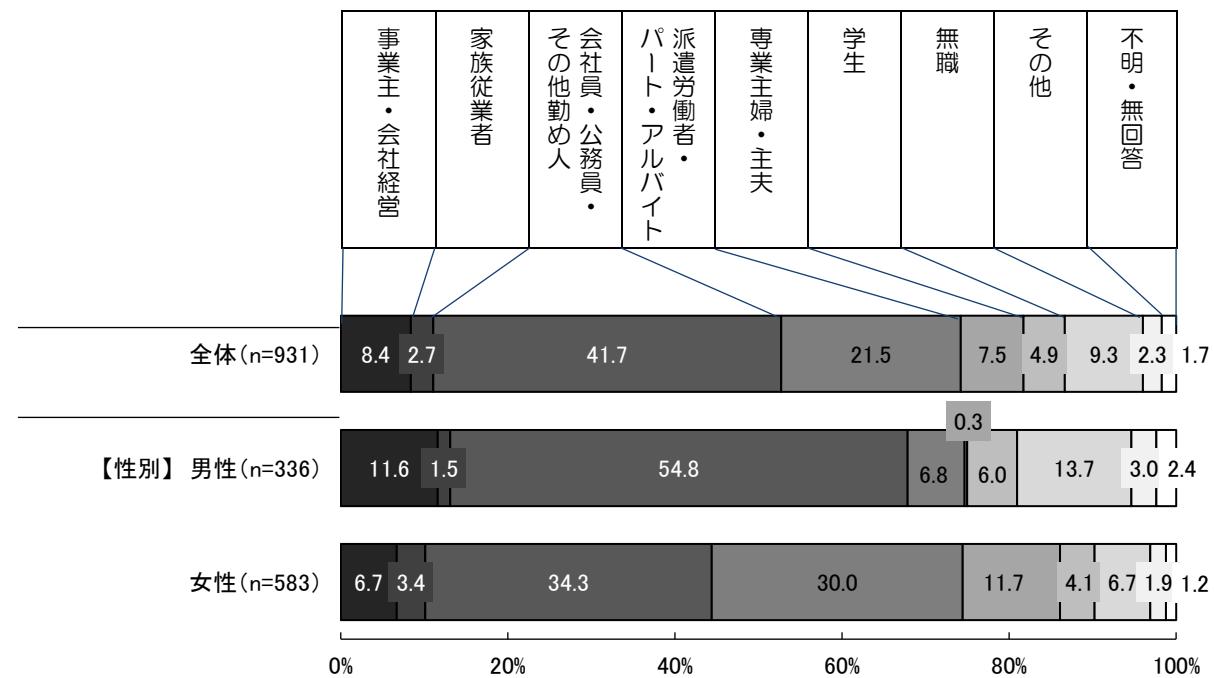
■図表15 DV相談経路



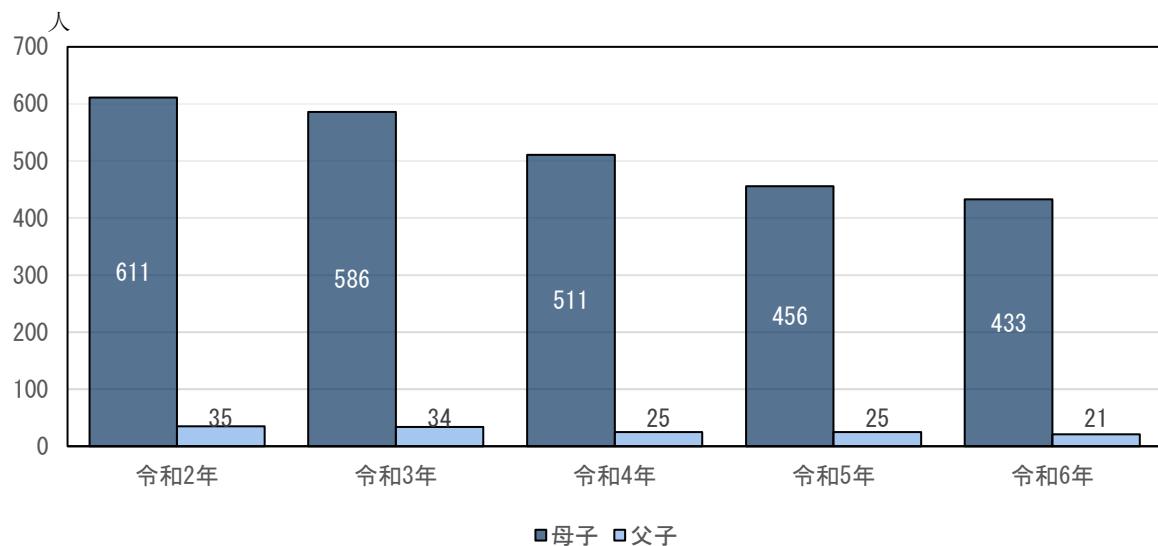
(3)女性の貧困

女性は男性に比べ非正規雇用が多く、景気変動の影響を受けやすいため、貧困に陥りやすいとされています。特にひとり親家庭の約9割を占める母子家庭では、状況が深刻化する懸念があります。

■図表16 就労・働き方について



■図表17 児童扶養手当受給者数（養育者を除く）



6. 国際的潮流と「日光声明」を踏まえた本市の課題と方向性

令和5年度、本市において「G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」が開催され、各国の大臣がジェンダー平等及び女性のエンパワーメント^{※6}の推進に関する課題や取組について意見交換を行いました。

この会合において採択された「日光声明」では、ジェンダー平等の実現は社会・経済の持続的発展の基盤であることが改めて確認され、各国が女性のリーダーシップの促進、ジェンダーに基づく暴力の根絶、デジタル分野における女性活躍の推進など、包括的な取組を加速していくことが明記されました。

この国際的な声明が本市から発信されたことは、日光市が国内外におけるジェンダー平等推進の象徴的な地として位置付けられたことを示すものです。この「日光声明」の理念を地域社会のあらゆる分野で具体化していくことが求められます。

本市においても、女性の社会参画の拡大やワーク・ライフ・バランス^{※7}の実現に加え、デジタル分野をはじめとする新たな働き方における女性の活躍促進、ジェンダーに基づくあらゆる暴力や差別の根絶、若年層への意識啓発と教育の充実など、「日光声明」の理念を踏まえた取組を一層強化する必要があります。

また、年齢、性別、障がい、国籍などの違いを超えて、多様な人々が互いに尊重し合い、地域の持続的発展に寄与できる環境を整備することは、G7会合の開催地としての責務であるとともに、男女共同参画社会の形成を進める上での重要な課題です。

※6 女性のエンパワーメント (Empowerment)：男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことです。

※7 ワーク・ライフ・バランス：「仕事」と子育てや地域活動など「仕事以外の活動」を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるようにすることです。「仕事と家庭の両立」よりも広い概念で、企業は、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員がやりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限発揮できるようにすることで、生産性・業績を上げる効果があると言われています。

7. 男女共同参画プラン日光(第2期計画後期計画)の課題と事業効果

「男女共同参画プラン日光(第2期計画後期計画)」では、4つの基本目標について目標指標を設定し、施策に取り組んできました。第2期計画後期計画の達成状況を踏まえ、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

基本目標 I 意識をもとう

基本目標 I	目標設定指標	基準値 (R01)	現状値 (R06)	目標値 (R07)
施策の方向 1 男女の個人としての人権の尊重	配偶者等からの暴力について正しく理解している人の割合 (市民意識調査) ☆	79%	81.2%	85%
	「DV」や「デート DV」の意味を知っている高校生の割合	67%	63.5%	80%
	LGBTQ の意味を理解している市民の割合 (市民意識調査) ☆	—	67.2%	85%
施策の方向 2 男女共同参画意識の醸成と多様な生き方の選択	男女共同参画フォーラムの男性参加の割合	—	37.5%	45%
	社会全体の中で「男女の地位が平等になっている」と思う人の割合 (市民意識調査) ☆	16.3%	12.0%	30%
	広報記事「はーとふる日光」の認知度 (市民意識調査) ☆	36.2%	24.2%	50%
	男女共同参画に関する市民アンケート回収率 (市民意識調査) ☆	39.5%	26.1%	50%
施策の方向 3 男女共同参画の実現に向けた教育・学習機会の充実	家庭教育支援団体を活用した講座数	28回	24回	30回
	家庭教育関係講座・講演会実施回数	181回	111回	160回
	指導主事等が指導に関わった、人権に配慮した研究授業の実施数 (1校あたり)	—	2回	3回

☆表中に市民意識調査とあるものは、令和元年度及び令和6年度に市が実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」から数値を把握しています。

基本目標 I の課題

施策の方向 1

○配偶者からの暴力については、正しく理解している人が令和元年の79.0%から令和6年に81.2%に改善しましたが、高校生の「DV」や「デート DV」への認知度やLGBTQ認知度は、目標達成には至っていない状況です。各項目の認知度を上げるための施策に取り組んでいく必要があります。

施策の方向 2

○男女共同参画フォーラムへの男性参加は目標達成には至らず、広報記事「はーとふる日光」の指標が低下していることから、講演内容の選定等、男性層をターゲットにした広報・フォーラムの実施を考慮し、またSNS等を活用して幅広い層へ情報を届ける戦略を考える必要があります。

す。

○市民アンケートにおいて「男女の地位が平等になっている」と感じる市民の割合が 12.0% で、目標の 30% に達していません。アンケートの回収率も減少しており、引き続き、ジェンダー平等の意識と男女共同参画への理解を深めていく必要があります。

施策の方向 3

○コロナ禍により、家庭教育支援団体活用講座は R3 に 16 回、家庭教育関係講座は R2 に 53 回まで落ち込みました。徐々に回復傾向を示しているものの、依然として目標には届いていません。学校統廃合など外部要因も踏まえ、実施方法の工夫や頻度の確保に向けた見直しが求められます。

基本目標 I の事業効果

○配偶者間等の暴力やデート DV、LGBTQ 理解などのテーマについての啓発活動は、市民にこれらの問題を重要な社会課題と認識させ、正しい理解と行動への促進に一定の成果を上げています。

基本目標Ⅱ 環境をつくろう

基本目標Ⅱ	目標設定指標	基準値 (R01)	現状値 (R06)	目標値 (R07)
施策の方向4 生涯を通じた 心身の健康な 生活の実現	妊娠婦健康診査受診率	99%	99.8%	100%
	プレママ教室の男性参加の割合	100%	94.3%	100%
	杉並木大学校の受講者数	75人	89人	96人
	乳がん検診受診率（30～39歳）	52.6%	30.2%	60%
	子宮がん検診受診率（20～39歳）	40.8%	22.9%	60%
	通所型サービスB（オアシス支援事業）利用者数（延べ）	24,233人	13,792人	25,500人
	高齢者の総合相談受付件数	9,586件	10,840件	10,500件
	防災訓練を実施した中学校区	12中学校区	14中学校区	15中学校区
施策の方向5 仕事と生活の 調和（ワーク・ ライフ・バラ ンス）の促進	保育所の待機児童数	0人	0人	0人
	ファミリー・サポート・センター協 力会員数	216人	230人	240人
	男女共同参画推進事業者等の表彰 数（累計）	28事業所	35事業所	45事業所
	男性の育児休業取得率（市民意識調 査）*	12.5%	42.9%	20%
	法定を上回る育児休業制度整備率 (市民意識調査)*	2.9%	12.7%	15%
	セクシュアル・ハラスメントの認知 度（市民意識調査）*	81.6%	86.0%	100%
	市民活動支援センター登録団体数	162団体	189団体	180団体
	シルバー人材センター就業者数（延 べ）	62,319人	60,646人	63,000人
	環境学習センター来訪者数	674人	537人	800人

*表中に市民意識調査とあるものは、令和元年度及び令和6年度に市が実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」から数値を把握しています。

基本目標Ⅱの課題

施策の方向4

- プレママ^{※8}教室は土曜日開催など家族が参加しやすい設定が行われ、男性参加率が高水準を維持していますが、男性の育児参加をさらに促進するため、産後支援の内容充実や夫婦で参加できる学びの場を継続していく必要があります。
- 杉並木大学校の受講者は増加傾向にあるものの目標未達であり、新規受講者を獲得するために周知の工夫が必要です。

※8 プレママ：プレ（pre）とは、「以前の」という意味で、ママになる以前＝妊娠中の女性を指します。

- 若年者の乳がん検診・子宮がん検診受診率の低迷が課題となっています。子育て中の女性が受診しやすい環境を整え、個別勧奨による参加率の向上を図る必要があります。
- 通所型サービス B（オアシス支援事業）利用者数は、施設閉鎖の影響で減少しています。介護保険法の居宅サービス等 や通所型サービス B（オアシス支援事業）の利用を調整するなど、必要なサービスの継続利用を図っています。
- 高齢者の総合相談受付件数は目標値を超えていましたが、引き続き相談窓口の周知や職員に対する研修や意見交換の場を設けてスキルアップを図ります。

施策の方向 5

- 保育所の待機児童数は目標の 0 を維持しています。引き続き公立・民間保育園がお互いに連携を図ることで、利用調整を行う必要があります。
- 男女共同参画推進事業者表彰数は、令和 5 年度及び令和 6 年度は表彰事業者数 0 件に留まりました。事業者が積極的に申請できるよう、ワーク・ライフ・バランスに注力する事業者を増やすための啓発活動が必要です。
- 法定を上回る育児休業制度整備率は前回調査から向上しましたが、特別な休暇制度などについて事業者認知度の向上のため、導入実績を周知し、事業者の認識を深める必要があります。
- シルバー人材センター就業者数は、定年延長の影響で減少傾向にあります。実務研修会や入会説明の実施、ホームページの充実などの働きかけが必要です。

基本目標 II の事業効果

- 妊産婦支援の分野で高水準の受診率を維持しており、切れ目ない支援が市民の健康意識向上に貢献しています。
- 保育所待機児童ゼロや男性育児休業の大幅な進展など、基盤整備に一定の成果を挙げています。

基本目標Ⅲ 参画しよう

基本目標Ⅲ	目標設定指標	基準値 (R01)	現状値 (R06)	目標値 (R07)
施策の方向 6 政策・方針・意思 決定の場への男 女共同参画の促 進	家族経営協定の締結数	137 戸	151 戸	140 戸
	女性の認定農業者数	16 人	16 人	20 人
	一般事業主行動計画の策定中小企 業数 (累計)	13 社	23 社	15 社
	男女共同参画推進事業者等の表彰数 (累計)	28 社	35 社	45 社
	民間企業の女性管理職の割合 (市民 意識調査) ☆	24.1%	24%	30%
	ワーク・ライフ・バランスの認知度 (市民意識調査) ☆	34.5%	49.4%	55%
	各種審議会・委員会等への女性登用 率	35.1%	34.5%	40%
	女性委員のいない審議会・委員会等 の数を 0 にする	5 審議会	7 審議会	0 審議会
	男女共同参画推進に関する県等の研 修修了者数 (累計)	40 人	43 人	46 人

☆表中に市民意識調査とあるものは、令和元年度及び令和 6 年度に市が実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」から数値を把握しています。

基本目標Ⅲの課題

施策の方向 6

- 農業分野の職場環境の整備については、農業家族経営協定^{※9}の締結数は目標値を超えており、一定の進捗が見られますが、女性の認定農業者^{※10}数は目標に達しておらず、農業の女性活躍推進に向けた施策強化のための対策を実施していく必要があります。
- 男女共同参画推進事業者等の表彰数は 35 社で、目標の 45 社に届いていません。表彰制度の周知拡大や、優良事例の見える化によって応募企業を増やす取組みが必要です。
- 民間企業における女性管理職割合や審議会・委員会への女性登用率は目標を下回り、女性委員が 0 の審議会数が増加するなど、意思決定分野では課題が残っています。研修修了者の地域での活躍促進も継続的な強化が必要です。
- ワーク・ライフ・バランスの認知度は向上しているものの、まだ目標を達成していません。講座やセミナーの実施や、積極的な広報等による対策が必要です。

※9 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間で十分に話し合って取り決める協定です。

※10 認定農業者：魅力ある農業経営をめざす農業者が、自らの経営を改善するために作成した「農業経営改善計画」を、市町村が認定した農業者です。経営規模拡大や生産方式の合理化、経営管理の合理化、従事態様の改善をめざします。

基本目標Ⅲの事業効果

○家族経営協定の締結数や一般事業主行動計画を策定した中小企業数が大幅に増加するなど、地域社会・職場・家庭内での男女共同参画に一定の前進がみられました。また、ワーク・ライフ・バランスの認知度も向上し、多様性と公平性を重視する地域づくりに寄与しています。

基本目標IV 推進しよう

基本目標IV	目標設定指標	基準値 (R01)	現状値 (R06)	目標値 (R07)
施策の方向7 国際的な取り組みとの協調と国際理解の推進	世界の女性を取り巻く状況の情報提供	9件	10件	12件
	日光市内における外国人と交流したいと考える日本人の割合（市民アンケート調査）	57.4%	— (未実施)	65%
施策の方向8 推進体制の充実	男性職員の配偶者出産休暇取得率	69.2%	94.1%	100%
	男性職員の育児参加休暇取得率	19.2%	64.7%	100%
	年次有給休暇取得日数（市職員の平均取得日数）	12.8日	15.1日	15日
	自治会・NPO法人・ボランティアに対する男女共同参画の啓発回数	3件	3件	3件
	男女共同参画に関する国や県、他市町村の情報提供回数	—	6回	6回

基本目標IVの課題

施策の方向7

- 「外国人と交流したいと考える日本人の割合」については、令和6年度調査を実施しておらず現状値が把握できていません。市民のニーズに合った国際交流イベントを開催し、市民と外国人市民が交流できる機会を創出していきます。

施策の方向8

- 市男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇取得率は大幅に向上しましたが、目標の100%には達していません。制度周知に加え、取得しやすい職場風土づくりをさらに広める必要があります。
- 市職員の年次有給休暇の取得は高い状況にありますが、業務の削減や仕事の効率化、意識改革などを継続して進める必要があります。
- 自治会・NPO法人・ボランティアに対する男女共同参画の啓発回数の目標は達成しています。引き続き、啓発活動を通じて、固定的な役割分担意識の改善を進める必要があります。

基本目標IVの事業効果

- 市男性職員の配偶者出産休暇取得率が69.2%から94.1%へ、育児参加休暇取得率も19.2%から64.7%へと大きく向上し、年次有給休暇の平均取得日数も目標を上回りました。推進体制の整備が着実に進んだことで、職員のワーク・ライフ・バランスの改善に一定の成果が確認できます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本プランは、条例で定める「男女共同参画推進の7つの基本理念」に基づき、次の考え方を基本とします。なお、これらの理念は、性別にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、自分らしく生きることができる社会を目指すものであり、多様な人々が互いに理解し支え合う社会づくりの指針とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重され、個人として能力を十分に発揮できる機会を保障します。また、ジェンダーに起因するあらゆる暴力の根絶を目指します。

(2) 社会における制度・慣行の見直しと意識改革

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりが自らの生き方を主体的に選択できるよう、社会の制度や慣行を点検・見直すとともに、意識改革を進めます。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市の政策やあらゆる分野の方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保します。

(4) 家庭生活と他の活動の両立

育児や介護などの家庭における活動を男女が協力し合い、家庭生活と就労・地域活動等が両立できる環境を整備します。

(5) 男女の人権の尊重を基本とする教育の実施

家庭、職場、学校、地域などのあらゆる場において、男女の人権尊重とジェンダー平等を基本とした教育・学習を推進します。

(6) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの身体的特徴や性に関する理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営めるようにします。

(7) 国際社会の動向を踏まえた協調的な取組

男女共同参画の推進は、国際社会と密接に関連していることから、常に国際的な動向を踏まえつつ、協調的な取組を進めます。

2. めざす姿

日光市では、市民・団体・事業者・行政のパートナーシップのもと、

一人ひとりが輝く男女共同参画社会

をめざす姿として掲げ、その実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

また、本プランは第3次日光市総合計画に掲げる「ウェルビーイング（Well-being）^{※11}」の理念を踏まえ、心身の健康や生きがい、人とのつながりを大切にしながら、誰もが自分らしく幸福を実感できる社会の実現をめざします。

3. 基本目標

本プランは、「一人ひとりが輝く男女共同参画社会」の構築をめざしています。その実現に向け、先に掲げた7つの基本理念を踏まえ、次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ お互いを理解し合い認め合う意識をもとう

多様な個性を認め、互いに尊重し、ジェンダー平等を阻む固定観念を解消するとともに、教育や啓発活動を通じて、多様性を認め合う風土を広げます。

基本目標Ⅱ 自分らしい生き方を選択できる環境をつぐろう

社会のあらゆる分野で誰もが自分の能力を発揮し、働きがいや生きがいを感じながら活躍できる環境を整えます。あわせて、家庭・職場・地域活動などあらゆる場で、ワーク・ライフ・バランスを実現し、心身ともに充実感と幸福を実感できる社会をめざします。

基本目標Ⅲ 安全・安心を確保しよう

ジェンダーに起因する暴力や差別を根絶し、誰もが安心して暮らせる地域社会を築きます。また、心身の健康と生活基盤を守る支援体制を強化し、住民の暮らしを守るセーフティネットを構築します。

基本目標Ⅳ 計画を推進しよう

国際的なジェンダー平等の動向と連動し、市民・団体・事業者・行政が協働して施策を総合的・計画的に推進します。

^{※11} ウェルビーイング（Well-being）：「身体的・精神的に健康な状態かつ、社会的・経済的に良好で満たされた状態」であることです。

4. 計画の体系

めざす姿	基本目標	施策の方向	施策
一人ひとりが輝く男女共同参画社会をめざして	意合お 識い互 を認め もめをと 合理 うう解 し 自分ら しい生 き方を つくる うう選 択で	1 社会全体の意識改革	1 人権尊重意識の醸成 2 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消 3 家庭における教育の充実 4 ジェンダー平等教育と啓発の推進
		2 男女共同参画社会の実現に向けた教育・学習機会の充実	
		3 女性の活躍と経済的自立	5 働く場における女性の活躍推進 女性活躍 6 政策・方針決定の場への女性の参画促進 7 多様な人材育成の支援
		4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進	8 子育て・介護サービスの充実 女性活躍 9 働きやすい職場環境の整備の促進 女性活躍 10 心豊かな地域活動の推進
		5 女性の尊厳の確立とあらゆる暴力の根絶	11 困難な問題を抱える女性への支援 困難女性 12 男女間のあらゆる暴力の根絶 DV
		6 心身の健康と安全・安心な生活の実現	13 ライフステージに応じた健康づくりへの支援 14 援助を必要とする人への支援 15 防災・防犯活動への参画促進 16 多文化共生・国際交流の推進
		7 推進体制の充実	17 市の推進体制の充実 18 市民・地域・行政との連携 19 国や県・他自治体・関連機関との連携

女性活躍 : 日光市働く女性の活躍推進プラン

DV : 日光市配偶者からの暴力対策基本計画

困難女性 : 日光市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

5. 目標設定指標一覧

プランに基づく取り組みを効果的に実施するため、成果目標を設定し、その取り組みの効果を検証します。

基本目標	項目	現状値 (R06)	目標値 (R12)
I ↓ IV	社会全体が「男性優遇」又は「どちらかといえば男性優遇」と感じる人の割合(市民意識調査)	72.1%	60%
	地域幸福度(ウェルビーイング指標)	7.1	7.5
I	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する賛成率(市民意識調査)	21.1%	15%
	LGBTQ の意味を理解している市民の割合(市民意識調査)	67.2%	85%
II	民間企業における女性管理職の割合	20.3%	30%
	各種審議会・委員会への女性登用率(地方自治法 202 条の 3 第 1 項に基づく)	34.5%	40%
	育成した女性デジタル人材を講師とする講座の回数(年間)	0 回	5 回
	保育所の待機児童数	0 人	0 人
III	「DV」や「デートDV」の意味を知っている高校生の割合	63.5%	85%
	プレママ教室の男性参加の割合	94.3%	100%
	乳がん検診受診率(30 歳～39 歳)	30.2%	60%
IV	市男性職員の育児参加休暇取得率	64.7%	100%
	労働関係機関等と連携した女性活躍を推進する事業の実施回数(年間)	7 回	15 回

第4章 計画の内容

I お互いを理解し合い認め合う意識をもとう

本市が人口減少のなかでも活力を維持し、すべての市民が生涯にわたり主体的に参画するためには、ジェンダー平等を社会の基本的価値観として定着させ、これを基盤に男女共同参画社会を築くことが不可欠です。

しかし、令和6年度に実施した「日光市男女共同参画に関するアンケート」によると、「夫は仕事、妻は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は、国・県よりは解消が進んでいますが依然として根強く残っています（P. 16 参照）。また、「自治会」「政治」「社会全体」などの各分野で「男性のほうが優遇されている」と考える市民の割合が増加（P. 17 参照）し、不平等感が高まっていることも判明しました。

こうした意識は長い時間をかけて形成されたため、短期間での解消は困難ですが、性別や性的指向・性自認（SOGI）※¹²を問わずすべての市民の活躍を阻む要因となっています。

そこで本市では、社会慣行や制度の見直しを進めるとともに、市民一人ひとりが男女共同参画の理解促進に向けた広報・啓発活動を引き続き推進します。

特に、男女共同参画への理解を深める上で教育は重要です。家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる場で学習機会を充実させ、次世代への意識改革を図ります。

※¹² 性的指向・性自認（SOGI）：性的指向とは、恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向であり、性自認とは、自己の性別についての認識を指します。

施策の方向1 社会全体の意識改革

すべての人の人権が尊重され、ジェンダー平等が社会の価値観として定着してこそ、誰もが社会のあらゆる分野に主体的に参画できる男女共同参画社会が実現します。そのためには、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できるよう、多様な生き方が認められることが不可欠です。

しかし、固定的な性別役割分担が無意識のうちに働き、自由な発想や多様な人生の選択を妨げるケースが少なくありません。こうした状況を改善するには、すべての市民が自らの意識を見直すことが求められます。

市民が互いに尊重し合い、多様性を受け入れる風土を醸成するため、ジェンダー平等を支える人権尊重の意識を高めます。

現状と課題

■現状

- 「日光市男女共同参画に関するアンケート」では、社会全体で「男女の地位が平等になっている」と回答した割合が12.0%で、前回調査より4.3ポイント低下しました。
- 性的指向・性自認(SOGI)への関心が高まっていますが、性的マイノリティ(LGBTQ)^{※13}の方々は、依然として周囲の理解不足や偏見により、様々な困難に直面しています。

■課題

- 市民一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭・学校・地域などあらゆる場面でジェンダー平等の視点を持てるようにする必要があります。
- 男女共同参画意識を醸成するため、講演会や広報紙など多様な媒体を活用した広報・啓発活動を継続・強化することが求められます。
- 性的マイノリティ(LGBTQ)の方々が、偏見や差別なく自分らしく暮らせるよう、人権教育・啓発を通じて性の多様性を認め合う意識をはぐくむ必要があります。

^{※13} 性的マイノリティ(LGBTQ)：性的指向が同性や両性に向いている人、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない人などをいいます。

具体的な取り組み

1 人権尊重意識の醸成

誰もが性別にかかわらず一人の人間として尊重され、社会のあらゆる分野に参画できるよう、啓発活動や情報提供を通じ、人権尊重の意識をはぐくみます。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
1	人権相談事業	地域における様々な人権問題に対し、人権擁護委員による人権相談を実施します。	総務課
2	人権教育推進事業	人権に関する講演会や人権教育指導者研修会などの各種啓発活動を行うとともに、児童生徒に人権について考えさせる授業を行います。また、学校において人権だよりを発行します。 これらの活動を通し、人権意識や、性の多様性を認め合う意識の醸成を図ります。	学校教育課 総務課
3	小中学生人権尊重啓発標語・ポスター募集事業	人権尊重の理念に対する理解を深めるため、全小中学校を対象に人権尊重啓発標語・ポスターを夏休みの課題として募集します。	生涯学習課
4	人権啓発活動の実施	①小学校で人権の花教室を開催し、命の大切さや思いやりをはぐくみます。 ②地元プロスポーツチームと連携した人権啓発活動に取り組み、住民全体の人権意識の醸成を図ります。	総務課

2 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消

誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、その妨げとなっている社会制度・慣行の見直しを進めるとともに、市民一人ひとりの意識改革を促します。性別に基づく固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の是正を図り、特にフォーラムやセミナーでは男性や若年層を含む多様な市民の主体的参加を促します。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
5	男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画に関する意識啓発のため、年1回講演会を開催し、市民の人権意識・男女共同参画意識の向上を図ります。	総務課
6	男女共同参画セミナーの開催	固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向け、市民が主体的に考え学ぶ場を創出します。	総務課
7	広報記事「はーとふる日光」の発行	市民の男女共同参画に対する理解を深めるため、市広報紙に啓発記事を掲載し、男女共同参画の視点に立った情報を発信します。	総務課
8	市ホームページ等への掲載	市ホームページ・広報紙・LINEなどを活用し、アンコンシャス・バイアスの解消やワーク・ライフ・バランスなどの男女共同参画に関する社会問題をテーマに情報を掲載し、理念の周知と市民の意識向上を図ります。	総務課
9	性的マイノリティ理解促進事業	①日光市パートナーシップ宣誓制度について、パンフレットや市ホームページなどで情報発信を行います。 ②市民・事業者向けリーフレットを配布し、職場・地域での理解を促進します。 ③6月のプライド月間に合わせ、レインボーライトアップ、レインボーフラッグを掲出します。	総務課

施策の方向2 男女共同参画社会の実現に向けた教育・学習機会の充実

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが正しい理解を持つことが重要です。ジェンダー平等意識をはぐくみ、誰もが共に個性と能力を発揮するためには、乳幼児期から高齢期に至るまで、各発達段階での教育・学習の果たす役割が非常に大きく、家庭・学校・地域・職場などあらゆる分野で学習機会の充実が求められます。

■現状と課題

■現状

- 男女の地位の平等感については、「学校教育」が最も高く 46.3%で、次いで「家庭生活」35.6%、「職場」30.8%となっています。
- 学校ではぐくまれたジェンダー平等意識を家庭・地域・職場など社会全体で活かしていくことが重要です。

■課題

- 男女が共に自らの生き方や適性を考え、個性と能力を発揮できるよう、生涯を通じた学習機会を提供する必要があります。
- 教育現場において、性別にとらわれず個性と能力を尊重し、他者を思いやり尊重する人権意識をはぐくむとともに、男女共同参画の視点に立った教育を推進する必要があります。

具体的な取り組み

3 家庭における教育の充実

乳幼児期からの家庭環境が男女平等意識の形成に大きな影響を与えることから、家庭教育に関する指導者育成や講座の充実に努め、家庭の教育力向上を支援します。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
10	家庭教育指導者を活用した講座の開催	家庭教育オピニオンリーダーや親学習プログラムなど家庭教育に関する研修修了者が所属する団体による講座の開催を推進します。	生涯学習課
11	家庭教育関係講座・講演会の開催	家庭における子どもの教育に必要な知識や技術を学習する機会を、保護者だけではなく家庭教育にかかわる多くの人に提供します。	生涯学習課

4 ジェンダー平等教育と啓発の推進

学校教育では、発達段階に応じて性や人権に関する学習を系統的に実施するとともに、教職員の研修参加を促して指導力向上を図ります。さらに、ジェンダー平等の視点を取り入れた学びの場を市民に提供し、世代を問わず相互理解と男女共同参画の推進につなげます。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
12	学校教育における性教育事業	各学校が保健・体育や学級活動の時間を中心に性に関する指導を実施します。	学校教育課
13	児童生徒への人権教育の推進	①学校教育全体を通じて、児童生徒が男女の固定的イメージや役割分意識を持つことがないよう、男女の人権に関する教育を行います。 ②児童生徒向けに、LGBTQ当事者によるワークショップを開催します。	学校教育課 総務課
14	男女共同参画セミナー（高校生編）の開催	高校生を対象として、人権尊重やジェンダー平等の意識を身につけ、相手を思いやる関係づくりや、性別にとらわれない職業選択やライフプラン設計を学び、自分らしいキャリア形成について考える機会を創出します。	総務課

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
1 5	ダイバーシティ対応力向上事業	市職員・教職員対象のジェンダー平等、アンコンシヤス・バイアス、性的マイノリティに関する研修を実施し、あらゆる相談対応や授業・行政サービスに活かします。	総務課
1 6	ひかりの郷にっこり出前講座	男女共同参画に関する講座を設け、市民の要望に応じて学習機会を提供します。	中央公民館

II 自分らしい生き方を選択できる環境をつぐろう

ジェンダー平等と男女共同参画社会の実現には、すべての人が性別にかかわらず社会のあらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合うことが求められます。

多様な生き方・働き方を前提に、一人ひとりが選択に応じて能力を十分に発揮できるよう、特に女性自身のエンパワーメントを図り、政策・方針・意思決定過程への女性の積極的な参画を促進します。あわせて、再就職・起業・自営業等の働く場や、身近な地域活動の場にジェンダー平等の視点を取り入れ、誰もが活躍できる環境づくりを進めます。

しかし、依然として政策・方針・意思決定の場への女性の参画は少数にとどまっています。女性参画の必要性と意義に関する情報提供を進めるとともに、意識改革や人材育成により女性の参画を積極的に推進します。性別を問わず多様な人々の参画を目標に、積極的な人材育成を図ることで、能力発揮と責任分担が進む社会をめざします。

また、誰もが仕事・家庭生活・地域生活にバランスよく参画できる環境が重要です。急激な少子高齢化のもと、我が国全体が子育てや介護の課題に直面しています。仕事と子育て・介護を二者択一で捉えず、ワーク・ライフ・バランスを確立し、すべての人が生涯を通じて充実した生活を送れるよう取り組みます。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方が選択・実現できる社会」をめざしています。本市は、この実現に向け、社会全体で取り組む必要性やワーク・ライフ・バランスの重要性を広く周知し、啓発を進めます。

さらに、仕事・家庭・地域のいずれの場面においても心身の健康や幸福感が高まるウェルビーイングの向上を施策の共通目標に掲げ、一人ひとりが安心して自分らしい人生を選択・実現できるよう取り組みます。

施策の方向3 女性の活躍と経済的自立

働きたい女性が個性と能力を十分に発揮し、仕事・子育て・介護等で選択を迫られることなく、自分らしく生きられるよう、研修・相談機会の提供や労働関係情報の提供を行います。さらに、離職者の再就職支援、起業支援、デジタル人材の育成を推進し、女性の就業機会の拡大に取り組みます。

現状と課題

■現状

- 国は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の令和4年4月の法改正により、労働者101人以上の企業に行動計画の策定・情報公表等を義務づけています。
- 「審議会・委員会等における女性委員の割合」40%の目標に対し、令和6年4月1日現在34.5%で目標達成には至っていません。
- 男女平等意識では、「自治会」「政治」「社会全体」などの各分野で「男性が優遇されている」と考える市民の割合が前回調査より増加し、女性の視点が様々な決定に十分に反映されていない状況です。

■課題

- 人生100年時代において、働き方が多様化する中で、各人がそれぞれの働き方を選択する際に、その能力を十分に発揮できる環境の整備が必要です。
- 家族経営的な商工業・農林水産業における女性の能力発揮を支える支援を継続し、キャリアアップに資する情報提供・啓発を強化する必要があります。
- 女性のエンパワーメントを推進し、審議会等の女性比率向上、市民団体活動における男女の能力と責任の分かれ合いを支援する必要があります。
- フリーランス、副業・兼業等について、その拡大を踏まえ、必要な保護や支援が図られることが求められます。

具体的な取り組み

5 働く場における女性の活躍促進【日光市働く女性の活躍推進プラン】

自らの意思で働き、または働きうとする女性が思いを実現できるよう、関係機関等と連携し活躍促進に取り組みます。

また、女性が働く場面で能力を十分に発揮できるよう、起業支援・再就職支援等によりキャリア形成を後押しします。

さらに、家族経営的な商工業・農林水産業に携わる男女が、経営における対等なパートナーとして活躍できるよう支援します。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
17	日光市農業農村男女共同参画推進事業	日光市農業農村男女共同参画推進ビジョンを推進することを目的として、日光市農業農村男女共同参画推進委員会を開催します。	農政課
18	日光市農業農村男女共同参画推進事業講演会	農業農村の男女共同参画社会形成のための理解促進と意識の高揚を図ることを目的に講演会を開催します。	農政課
19	女性の活躍推進に関する好事例の普及・啓発	①女性活躍の推進に取り組む事業所を表彰し、優良事例を発信します。(男女共同参画推進事業者等の表彰) ②図書館において、起業やワーク・ライフ・バランスなど、女性の職業生活における活躍に関する図書等を整備し、情報提供を行います。	総務課 生涯学習課
20	働く女性の活躍推進に関する取組	女性が働く環境の向上に向けて先駆的に取り組む市内企業を支援し、ウェルビーイングの実現や「えるぼし ^{※14} 」取得を促進します。	総務課 商工課
21	公共調達を通じた女性の活躍	①市の総合評価落札方式等の公共調達において、契約内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所を評価することにより、一般事業主の自主的なポジティブ・アクションを促進します。 ②市の建設工事入札参加資格審査において、次世代育成支援対策に係る「一般事業主行動計画」の策定の有無の状況をその評価に反映させることにより、企業内における仕事と育児の両立を支援するための職場環境等の整備を促進します。	契約検査課

^{※14} えるぼし：女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業について厚生労働大臣が認定する制度。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
2 2	非正規雇用における雇用環境等の整備や支援	<p>①国の行う非正規雇用労働者の雇用の安定と待遇の改善にむけた各種施策の情報発信に努めます。</p> <p>②事業所の新設・増設等に併せ、従業員の雇用の転換を行う事業所に対し、奨励金を交付することで、雇用の安定に努めます。</p>	商工課
2 3	就業・再就職支援	国や県で行うセミナーや求人情報等の情報提供を行うことにより、女性の就業や再就職を支援します。	商工課
2 4	起業・創業支援	<p>①起業に関する情報提供や相談、講座の実施等を行い、起業希望者を支援します。</p> <p>②創業塾や創業相談等を実施し、起業等を支援します。</p> <p>③起業のワンストップ相談窓口を設置し、起業を考えている方が相談しやすい体制作りを構築します。</p> <p>④起業に要する資金を融資することにより、起業者を支援します。</p>	商工課
2 5	農林業や商工業分野での職場環境整備等	<p>①農林業、商工業等における男女共同参画についての啓発を行います。</p> <p>②農家において家族経営協定締結を推進し、女性の経営参画や活動しやすい環境づくりを促進します。</p> <p>③農業に携わる市民の男女共同参画に関する意識を高めるため、日光市農業農村男女共同参画推進事業講演会等を開催します。</p>	農政課 農業委員会 商工課
2 6	女性の職業生活における情報の提供	<p>①国や県が収集・整理した情報を様々な広報媒体で発信します。</p> <p>②関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、フリーランス新法 等）の趣旨・理念を、様々な広報媒体により市民・労使双方へ啓発します。</p>	総務課

6 政策・方針決定の場への女性の参画促進

市の政策・方針決定に多様な視点を取り入れ、誰もが共に暮らしやすいまちをめざすため、審議会・委員会等の委員への女性参画を促進します。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
27	各種審議会・委員会における女性委員の登用促進	審議会等の女性委員比率を調査・公表し、女性委員の登用を促進して市政・まちづくりに男女双方の意見を反映させます。	総務課
28	クオータ制 ^{※15} 導入の促進	「日光市各種審議会・委員会等への女性委員登用促進基準」に基づき、一方の性が40%を下回らないようクオータ制の導入を進め、男女双方の能力活用を図ります。	総務課

7 多様な人材育成の支援

市の各種団体や地域活動等で活躍する人がエンパワーメントを高められるよう、学習機会の提供と体系的な人材育成を支援します。行政・学校・NPO等が連携し、デジタルスキルやキャリア形成等を学ぶ講座や研修、ネットワークづくりを推進します。習得した知識・技術を地域、仕事、ボランティアの現場で活かすことで、地域経済の活性化と市民協同による持続可能なまちづくりを目指します。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
29	日光市「女性の活躍」応援プロジェクトの実施	各種講座・研修によりキャリアアップ支援と情報提供を行い、女性の活躍を促進します。	総務課
30	キャリア・マネジメント講座の開催	起業等で活躍を期待される女性の能力開発、意識改革の機会を提供し、さらに企業間交流によるネットワーク形成を図ります。	総務課

※15 クオータ制：積極的に性差別をなくすために暫定的にとられる制度です。女性問題では、政策決定機関での男女間の格差を積極的に是正するための方策で、「割り当て制」といい、審議会・委員会等で任命・選挙を問わず、一方の性が40%を下回らないようにすることです。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
3 1	デジタルファクトリー推進事業 (SW ² P:スワップ ^{※16})	①市が育成した女性のデジタル人材による、市内企業のDX促進や市民のデジタルリテラシー向上に向けた活動を支援し、市内全体の活性化につなげます。 ②若年層を対象に、デジタル分野のキャリアの選択肢を伝えるデジタル学習体験イベントを実施します。 ③高齢者がデジタルを活用して生きがいや社会参加を実現できるよう支援します。	総務課
3 2	ウェルビーイングライフの推進 (FLAP: フラップ ^{※17})	心身ともに豊かに過ごすことができるよう自分と向き合い、気付きを得ることにより、社会とのかかわりや市内企業等への就労につなげ、継続的な市内女性の労働力を掘り起こすことで、女性活躍の推進を図ります。	総務課
3 3	高齢者の活躍支援事業	生涯現役で活躍するための意識啓発セミナーの開催や、意見交換・意見発表の場を創出し、高齢者の活躍を支援します。	総務課
3 4	杉並木大学校の開催	高齢者の生きがいのある豊かな生活を実現させるため、学習の場を提供します。	中央公民館
3 5	男女共同参画セミナー（高校生編）の開催	高校生を対象として、人権尊重やジェンダー平等の意識を身につけ、相手を思いやる関係づくりや、性別にとらわれない職業選択やライフプラン設計を学び、自分らしいキャリア形成について考える機会を創出します。 (再掲 No. 14)	総務課
3 6	女性団体への活動支援	①市女性団体連絡協議会及び各構成団体への活動支援を行います。 ②地域で活動するリーダー的人材育成のための講座を開催します。	総務課
3 7	栃木県男女共同参画地域推進員 ※ ¹⁸ への活動支援	栃木県男女共同参画地域推進員の活動を支援し、必要な情報を提供します。	総務課

※¹⁶ SW²P（スワップ）：Smart Work Women Project を略して SW²P（スワップ）と呼び、市内女性のデジタルスキルの習得、デジタルワークの経営訓練などを行い、就業を支援するプロジェクトのことです。あわせて、市内企業のDX促進や市民のデジタルリテラシー向上など、地域活性化につなげることをめざします。

※¹⁷ FLAP（フラップ）：「For Lady Advance Program～心と身体を整えるわたし磨きセミナー」の名称です。

※¹⁸ 栃木県男女共同参画地域推進員：男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画の推進と女性問題の課題解決を図るため、男女共同参画の推進の担い手として、地域において活動するボランティアで、栃木県によって委嘱されています。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
3 8	市民・市民団体への支援	NPO 法人やボランティア団体等への活動支援及び男女共同参画に関する情報提供を行い、様々な活動に対する支援を行うことで、市民団体の活動の活性化につながり、あらゆる団体と連携した男女共同参画社会づくりを推進します。	総務課 地域振興課
3 9	各種研修への積極的参加の推進	県事業「とちぎウーマン応援塾」、「女性教育指導者研修」、「男女共同参画セミナー」等への参加を促進し、リーダー育成と男女双方の参画拡大を図ります。	総務課

施策の方向4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

誰もが多様な生き方を尊重され、個性と能力を発揮して社会のあらゆる分野に対等に参画し、充実した生活を送るために、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と仕事以外の生活それぞれの場面で責任と喜びを分かち合うことが必要です。

ワーク・ライフ・バランスとは、性別や年齢にかかわらず、人生の各段階（子育て期・中高年齢期等）に応じて、希望する自分らしい生き方が選択・実現できる状態を指します。個人にとっては生活基盤の確保とともに、家族・地域活動・自己啓発の時間を確保でき、子育てや介護等に応じた柔軟な働き方の選択が可能になります。企業にとっては、人材の確保と定着、従業員のモチベーション向上と健康保持、これらによる生産性やイメージの向上につながり、家族時間の充実や地域活動の活性化など社会全体の好循環を生みます。

■現状と課題

■現状

- 生活の優先順位では、男女とも「仕事と家庭生活をともに優先」が最も高く、前回調査より「仕事を優先」が減少し、バランスの取れた生活を志向する傾向が強まっています。
- 事業者対象調査で、男性の育児休業取得率は42.9%となっており、前回調査の12.5%から大きく上昇していますが、長期取得や職場風土の形成といった点では課題が残ります。
- 仕事と家庭の両立のために重要なことは、「保育園等社会のサポートの充実」、「上司・同僚の理解浸透」、「家族のサポート・意識改革」が多く挙げられています。

■課題

- 家事・子育て・介護など男性も直面する課題を解決、長時間労働の是正や働き方の見直しが必要です。
- 女性が働きやすい環境整備に向け、市民・団体・事業者等が連携し、家庭・地域・職場の環境整備を進め、多様な生き方の選択を支える必要があります。

具体的な取り組み

8 子育て・介護サービスの充実【日光市働く女性の活躍推進プラン】

性別を問わず、男性を含むすべての人が子育てや介護を担うことができるよう、多様なニーズに応じた子育て・介護サービスを提供します。

また、誰もが安心して子育て・介護と仕事・地域活動を両立できるよう、社会全体で支える仕組みづくりを推進し、女性の活躍を後押しします。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
4 0	乳幼児健康相談	乳幼児のより良い成長、発達と育児を支援するため、身体計測、栄養指導、保健指導、運動発達相談、育児相談等を行います。	健康課
4 1	保育サービスの充実	多様な子育てニーズに対応するため、病児・病後児保育、休日保育、延長保育、障がい児保育などの様々な保育サービスを提供します。	保育課
4 2	ファミリー・サポート・センター※ ¹⁹ 推進事業	病児・病後児の預かりや緊急時の預かりなど、地域の相互援助による、ファミリー・サポート・センター事業を充実します。	保育課
4 3	地域子育て支援センターの充実	在宅で子育てをする保護者に対する育児不安の相談指導、子育てサークルへの支援など、地域子育て支援センター事業を充実します。	保育課
4 4	放課後児童対策推進事業	児童が放課後を安心して過ごすことのできる場を確保するため、放課後児童クラブや放課後子ども教室などの施策と連携しながら総合的な放課後児童対策を推進します。	保育課
4 5	子育てしやすい環境づくりのため情報提供	保育園の保育サービスや子どもの居場所づくりなどの子育て支援サービスガイドブックの作成やニコニコ子育て応援サイトにより、子育てしやすい環境づくりのため情報提供に努めます。	子ども家庭支援課 健康課
4 6	日光市介護職員初任者研修講座開催	地域に介護職員が増えることで、介護サービスの提供基盤の強化と介護者の負担軽減につながるため、介護職員初任者研修講座を開催し、介護職員の確保に努めます。	高齢福祉課
4 7	介護サービスの充実	居宅サービス、施設サービスなど、様々な介護サービスの充実を図ります。	高齢福祉課

※¹⁹ ファミリー・サポート・センター：地域において、病児・病後児の預かりや緊急時の預かりなど、援助を行いたい人と受けたい人が会員となって相互に支え合う事業です。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
4 8	地域包括支援センターの相談体制の充実	介護や福祉に関する様々な困りごとに対応し、高齢者やその家族の生活を支援するため、地域包括支援センター ^{※20} の相談体制の充実を図ります。	高齢福祉課
4 9	通所型サービス B (オアシス支援事業)	こども、障がい者、高齢者等に対する日常的な集いの場を提供するとともに、高齢者の介護予防に努めます。	高齢福祉課

9 働きやすい職場環境の整備の促進【日光市働く女性の活躍推進プラン】

性別を問わず、誰もが働きやすく能力を発揮できる職場づくりを進め、とりわけ女性が出産・育児・介護などのライフイベントを経てもキャリアを継続・発展できる環境を整備します。

そのために、休暇制度や短時間勤務等、ライフスタイルに応じた多様な働き方を支援するとともに、ワーク・ライフ・バランスの必要性と効果を周知し、働きやすい職場環境づくりを推進します。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
5 0	男女共同参画推進事業者等の表彰	男女共同参画に積極的に取り組む事業者等を表彰し、他事業者への男女共同参画の推進を促します。	総務課
5 1	ワーク・ライフ・バランスの推進	男女がともに家庭と仕事を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催、啓発パンフレットの配布、情報提供を行います。	総務課
5 2	事業所等への男女共同参画に関する情報提供及び啓発	国及び県の労働施策を紹介する事業者向けの冊子・パンフレット・ポスターなどを掲示・配布し、セミナーを開催することで、男女共同参画の普及啓発を図ります。	商工課
5 3	男性従業員の育児休暇取得の促進に向けた事業所等への周知啓発	男性従業員の育児休暇取得の促進に向け、事業所等への周知・啓発を行います。	商工課
5 4	男性の意識と職場風土の改革	男性の育児休業制度や「主婦休みの日」・家事シェア等の周知・啓発を行います。	総務課

^{※20} 地域包括支援センター：地域住民の心身の健康保持と生活安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
5 5	長時間労働の是正・休暇の取得促進	生活や健康に配慮した労働時間の設定や年次有給休暇の取得促進等に向けた周知啓発に努めます。	商工課
5 6	職業生活と家庭生活の両立に向けた事業所の取組促進	①男性従業員の育児休暇取得の促進に向け、事業所等への周知・啓発を行います。 ②年次有給休暇取得の促進に向けた周知啓発に努めます。 ③育児・介護休業法等、制度の周知啓発に努めます。	商工課
5 7	柔軟な働き方の推進	①国の行う「テレワーク普及促進関連事業」に関する情報を発信します。 ②フレックスタイム制度等の導入で成果を上げた事業所を表彰します。(男女共同参画推進事業者等の表彰)	商工課 総務課

10 心豊かな地域活動の推進

誰もがともに地域とつながり、心豊かな生活を送れるよう、生きがいづくりや学び・交流を通じた地域活動を推進します。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
5 8	市民活動支援センターの充実	市民活動の拠点である市民活動支援センターにおいて、各種団体への相談業務やまちづくりのリーダー育成セミナー、各種団体の交流の場の創出などを実施することで、機能の充実と新たな担い手の育成、市民活動の活性化を図ります。	地域振興課
5 9	シルバー人材センター事業の充実	長年にわたり培われた高齢者の知識、経験、技能を活かした就労機会を提供し、社会参加の促進、生きがいづくりを通じた地域活動を推進します。	高齢福祉課 (シルバー人材センター)
6 0	各種公民館事業の充実	こどもからお年寄りまですべての市民を対象とした生きがいづくりや健康づくりに関する講座を開催します。	各公民館

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
6 1	ウェルビーアイングライフの推進 (FLAP: フラップ)	心身ともに豊かに過ごすことができるよう自分と向き合い、気付きを得ることにより、社会とのかかわりや市内企業等への就労につなげ、継続的な市内女性の労働力を掘り起こすことで、女性活躍の推進を図ります。 (再掲 No. 32)	総務課
6 2	杉並木大学校の開催	高齢者の生きがいのある豊かな生活を実現させるため、学習の場を提供します。 (再掲 No. 34)	中央公民館

III 安全・安心を確保しよう

誰もが性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮するためには、人権が尊重され、安全・安心に暮らせる環境が不可欠です。

また、女性が日常生活又は社会生活を営むにあたり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多く、またこうした課題が複雑化、多様化、複合化する中で、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現のため、困難な問題を抱える女性への支援を行うことが肝要です。

特に、配偶者等からの暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服するべき重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けていくことが重要です。

また、性別の違いにより、女性・男性はそれぞれ異なる健康上の課題を抱えます。互いの性について理解し尊重し合いながら健康に生きることは、男女共同参画を推進するための前提です。このため、ライフステージに応じた性に関する正しい知識の習得を促すとともに、幅広い世代への教育・啓発を進めます。併せて、生涯を通じて安全・安心で健康な暮らしを送ることができるよう、健康づくり支援を推進します。

さらに、大規模災害はすべての人の生活を脅かすと同時に、多様な影響をもたらします。とりわけ、女性やこども、性的マイノリティ等、災害時の避難において支援を要する人々は、より深刻な影響を受けるおそれがあります。平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階で男女共同参画の視点を取り入れた取組を進めます。

施策の方向5 女性の尊厳の確立とあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会の基本となるのは人権の尊重です。誰もが生まれながらに有する人間としての権利は、いかなる状況でも侵害されではありません。

しかし、DVをはじめ、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など女性をめぐる課題は多様化、複雑化、複合化し、女性の自立と男女共同参画社会の実現を大きく阻んでいる現状があります。特にDVは、家庭内で行われるため発見が困難であり、社会の理解も十分ではないため「個人的な問題」と捉えられやすく、潜在化しやすい傾向にあります。

現状と課題

■現状

- 支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6年4月に施行されました。
- 本市においては、令和6年4月に「女性相談支援員」を配置し、支援を必要とする女性が最適な支援が受けられるよう相談、支援を行うとともに、相談内容に応じて民間団体や関係機関と協働・連携し支援を行っています。
- 本市は平成22年8月に配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者にとって最も身近な相談窓口として、相談者の意思を尊重した支援を行っています。また、令和4年に「日光市配偶者からの暴力対策基本計画（第3期計画）」を策定しました。
- 日光市男女共同参画に関するアンケート（令和7年1月）において、身体的な暴力、精神的な暴力について「被害の経験がある」がそれぞれ9.0%、12.6%となっています。男性の被害者もいますが被害者の多くは女性となっており、その対策が求められています。
- 女性であることを理由とした問題について、「経験がある」「身近に経験したことがある人がいる」方が35.6%であり、親や子の介護、子育てや家事負担の不平等、就職のしづらさや非正規雇用・低賃金などで多い状況です。
- 女性であることを理由として困難な問題を経験したことのある方が相談した相手について、「友人・知人に相談した（31.3%）」、「家族や親戚に相談した（25.8%）」、「どこ（だれ）にも相談しなかった（26.9%）」が多い状況です。市や警察の相談窓口など公的な機関に相談した方の割合は約1割であり、約3割が相談機関を知らない状況でした。
- 配偶者等からの暴力の経験のある方が相談した相手については、市の相談窓口など公的な機関に相談した方の割合は約3割で前回よりも増加しているものの、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が約3割で被害者が適切な機関に相談できるよう、周知の強化と支援が今後も求められます。

■課題

○困難な問題を抱える女性への的確な支援を行うため、民間団体や関係機関との連携・協働による総合的かつ計画的な取り組みが必要です。

○男女の性別に起因した暴力の根絶をめざすため、総合的で一体的な取り組みが必要です。

具体的な取り組み

11 困難な問題を抱える女性への支援【日光市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

支援を必要としている女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らすことができるよう、相談や支援に関する情報を提供し、関係機関との連携を強化しながら、切れ目のない相談支援を進めます。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
6 3	相談・支援に関する周知、情報提供の充実と支援が必要な女性の早期の把握	<p>①各種窓口やイベントでのリーフレット等の配布や、ホームページ等を活用した広報活動を実施します。</p> <p>②困難な問題を抱える女性が相談機関につながるよう、ホームページやリーフレット等を活用して情報提供を行うとともに、公共施設や医療機関などに案内カード等を設置し、相談窓口の周知を行います。</p> <p>③相談に至っていない支援が必要な方が、家族の様子などから把握される場合があるため、早期の支援につながるよう、保育や介護などの事業者や関係機関と連携したアウトリーチに努めます。</p>	子ども家庭支援課
6 4	居場所の支援	<p>①家庭や居場所に不安を感じる女性に対し、地域や民間団体等で行う居場所の情報を提供するなど、安心して過ごせる居場所の支援に努めます。</p> <p>②公営住宅の空き住戸の活用や、NPOとの連携により、住居の安定と自立を支援します。</p>	子ども家庭支援課
6 5	相談支援の充実	<p>①「本人中心」の相談支援を進めるため、女性相談支援員が各種研修等を受講し、援助技術向上に努めます。</p> <p>②専門的な対応が必要な相談については、それぞれの状況に応じて、専門機関との連携や協力を行います。</p> <p>③相談者が安全かつ安心して相談できるよう、相談時の対応や相談環境に細心の注意を払います。</p>	子ども家庭支援課 社会福祉課 健康課

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
6 6	一時保護	支援が必要な女性の状況に応じ、本人の同意を原則とした、一時保護委託につなげます。	子ども家庭支援課
6 7	被害回復支援	暴力等の被害や差別、社会的排除等の経験による心身の健康回復など、時間を要することが想定される場合は、関係機関と連携した専門的なケアにつながるよう支援を行います。	子ども家庭支援課 健康課
6 8	一時保護後の支援	一時保護後の生活へ円滑に移行できるよう、入所期間中に女性相談支援員が同行支援等を行うほか、退所後も安心して生活を送れるよう、助言や指導を継続します。	子ども家庭支援課
6 9	相談者に寄り添った自立支援の徹底	各種手続きにおいて、相談者の同意により、「共通相談シート」を活用し、女性相談支援員の動向支援により人速な対応を実施します。	子ども家庭支援課
7 0	個々の状況を踏まえた就業に関する情報提供・生活支援	ひとり親家庭を対象に、母子・父子自立支援員による就労支援や母子父子寡婦福祉貸付金等の相談支援を実施するとともに、ハローワークと連携し職種情報や就職後の生活支援に関する情報提供などの就労支援を行います。	子ども家庭支援課 商工課
7 1	こどもや高齢者を同伴するケースへの対応の充実	①こどもや高齢者などの同伴者がいる場合、関係機関と連携し、個人情報の取り扱いに十分配慮した手続きを行うとともに、二次被害を防止するため、適切な情報管理を行います。 ②こどもを同伴する場合は、相談者親子の心のケア、安全確保、健康回復に向け、家庭相談員や保健師、関係機関と連携し対応します。	子ども家庭支援課 健康課 保育課 学校教育課 高齢福祉課
7 2	NPO 法人との連携・協働の推進	NPO 法人と連携・協働により、市外など広範囲な自立支援に必要な情報提供を実施します。	子ども家庭支援課
7 3	相談者が必要とする社会資源との連携・協働の推進	相談者の状況に応じ、医療機関や各種福祉施設、弁護士などの社会資源との連携・協働により、離婚や親族等の民事問題に関する情報提供や各種相談窓口の紹介を行います。	子ども家庭支援課
7 4	支援調整会議の設置	①人権擁護委員、民生委員児童委員、医療機関、学校、警察、民間団体などで構成する、支援調整会議を設置し、関係機関との連携強化を図ります。 ②他自治体との連携・相互協力体制を拡充し、他自治体へ避難した相談者が迅速かつ適切な支援を受けられるよう、情報共有を図り連携を強化します。	子ども家庭支援課

12 男女間のあらゆる暴力の根絶【日光市配偶者からの暴力対策基本計画】

男女間のあらゆる暴力を根絶するため、暴力そのものに対する認識を高めるべく、一層の広報・啓発を図るとともに、関係機関の連携のもと、被害者の状況に応じたきめ細かで切れ目のない支援を行います。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
7 5	DV 根絶に向けたホームページ等を活用した継続的な啓発	<p>①DVへの理解を深め、DVを許さない社会を築くため、各種窓口やセミナーでDV防止啓発リーフレットを配布し、ホームページ等を活用した広報活動を実施します。</p> <p>②DV 被害者が適切な相談機関につながるよう、ホームページやリーフレット等を活用して情報提供を行うとともに、公共施設や医療機関などに案内カード等を設置し、相談窓口の周知を行います。</p> <p>③子どもの面前でDVが行われることは児童虐待に当たることについて、ホームページやリーフレット等を活用し、啓発に努めます。</p>	子ども家庭支援課
7 6	若年層への意識啓発	<p>①市内高校生やはたちの集い参加者を対象に、デートDVや性犯罪・性暴力の防止に関する啓発物品を配布し、被害者や加害者を生まない社会の実現に向けた啓発活動を行います。</p> <p>②男女共同参画セミナー（高校生編）の開催時に、デートDV防止の意識を高める啓発活動を実施します。</p>	総務課 子ども家庭支援課
7 7	人権教育・人権啓発活動と連動した効果的な啓発活動	<p>①11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に開催するイベントにおいて、啓発活動を実施します。</p> <p>②日光市教育委員会や人権擁護委員等の関係機関と連携し、家庭教育学級や人権講座を通じて意識啓発活動を行います。</p>	総務課 子ども家庭支援課 学校教育課 生涯学習課
7 8	配偶者暴力相談支援センターの運営	DV 被害者が抱える個々の事案に応じて、必要な行政手続きや支援事業について適切に案内するとともに、関係部署や関係機関と連携し、きめ細かな相談支援を実施します。	子ども家庭支援課
7 9	二次被害の防止対策	DV 被害者の気持ちに配慮し、各窓口で円滑に手続きができるよう「共通相談シート」を活用し、相談者の負担軽減を図ります。	子ども家庭支援課

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
8 0	女性相談支援員の資質の向上	女性相談支援員の援助技術向上のため、各種研修等において専門知識の習得に努めます。	子ども家庭支援課
8 1	安心して相談できる環境の整備	DV 被害者が安全かつ安心して相談できるよう、相談時の対応や相談環境に細心の注意を払います。	子ども家庭支援課
8 2	NPO 法人との連携	①DV 被害者が生活圏外で相談できる場を確保するため、NPO 法人等と連携を図ります。 ②NPO 法人等への運営補助を通じて、被害者一人ひとりの状況に応じた柔軟な一時保護につなげます。	子ども家庭支援課
8 3	緊急時における被害者の安全確保	緊急時には、警察や栃木県配偶者暴力対策ネットワーク会議、県内関係機関と連携し、速やかに被害者の安全を確保します。	子ども家庭支援課 生活安全課
8 4	一時保護後の支援	一時保護後の生活へ円滑に移行できるよう、入所期間中に女性相談支援員が保護命令申し立て等への同行支援を行うほか、退所後も安心して生活を送れるよう、助言や指導を継続します。	子ども家庭支援課
8 5	DV 被害者に寄り添った自立支援の徹底	各種手続きにおいて、DV 被害者の同意に基づき、「共通相談シート」を活用し、女性相談支援員の同行支援により迅速な対応を実施します。	子ども家庭支援課
8 6	個々の状況を踏まえた就業に関する情報提供・生活支援	ひとり親家庭を対象に、母子・父子自立支援員による就労支援や母子父子寡婦福祉貸付金等の相談支援を実施するとともに、ハローワークと連携し職種情報や就職後の生活支援に関する情報提供などの就労支援を行います。 (再掲 No. 70)	子ども家庭支援課 商工課
8 7	一時保護後の住居確保支援及び市営住宅入居における配慮の実施	①関係機関との情報共有と連携を図り、DV 被害者のニーズに合った住まいが確保できるよう支援を行います。 ②市営住宅の空き住戸を活用することにより、DV 被害者の住居の安定と自立を支援します。	子ども家庭支援課 建築住宅課 及び各行政センター

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
8 8	こどもや高齢者を同伴するケースへの対応の充実	<p>①こどもや高齢者などの同伴者がいる場合、関係機関と連携し、個人情報の取り扱いに十分配慮した手続きを行うとともに、二次被害を防止するため、適切な情報管理を行います。</p> <p>②こどもを同伴する場合は、DV 被害者親子の心のケア、安全確保、健康回復に向け、家庭相談員や保健師、関係機関と連携し対応します。 (再掲 No. 71)</p>	子ども家庭支援課 健康課 保育課 学校教育課 高齢福祉課
8 9	NPO 法人との連携・協働の推進	NPO 法人と連携・協働し、市外など広範囲な自立支援に必要な情報提供を実施します。	子ども家庭支援課
9 0	被害者の必要とする社会資源との連携・協働の推進	DV 被害者の状況に応じ、医療機関や各種福祉施設、弁護士などの社会資源との連携・協働により、離婚や親族等の民事問題に関する情報提供や各種相談窓口の紹介を行います。	子ども家庭支援課
9 1	DV ネットワークの構築	<p>①人権擁護委員・民生委員児童委員・医療機関・学校・警察・民間団体などで構成する、日光市配偶者暴力防止対策ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>②他自治体との連携・相互協力体制の拡充し、他自治体へ避難した DV 被害者が迅速かつ適切な支援を受けられるよう、情報共有を図り連携を強化します。</p>	子ども家庭支援課
9 2	性暴力・性的被害者の未然防止と相談窓口の周知	<p>①市内高校生やはたちの集い参加者を対象に、デートDV や性犯罪・性暴力の防止に関する啓発物品を配布し、被害者や加害者を生まない社会の実現に向けた啓発活動を行います。 (再掲No.76①)</p> <p>②公共施設等にリーフレット等を設置し、性暴力や性犯罪被害者からの相談窓口に関する周知活動を行います。</p>	総務課 子ども家庭支援課 生活安全課

施策の方向6 心身の健康と安全・安心な生活の実現

男女が互いの身体的な特性を理解し、人権を尊重しながら相手への思いやりを持って生活することは、男女共同参画社会の形成に欠かせない前提です。男女が共に生涯を通じて健康な生活を実現するためには、心身の健康に関する正確な知識と情報を得て、主体的に健康の保持・増進に取り組むことが求められます。

一方で、高齢者や障がい者、ひとり親家庭など、生活上の困難を抱える人々が増加しており、特に女性については、出産・育児等による就業中断や非正規雇用者となるなどにより、経済的・社会的に不安定な状況に陥りやすいことが指摘されています。こうした人々が持てる能力を発揮し、社会参画を進めるためには、男女共同参画の視点に立った多様な支援が必要です。

また、近年の災害の経験から、防災・防犯活動においても、男女双方の視点を踏まえた取組が求められています。

さらに、男女共同参画の推進は、国際的な潮流と密接に関わっていることから、国際観光文化都市である日光市として、地域において性別や国籍に問わず多様な生き方を認め合う意識を醸成するとともに、世界の女性の地位向上にも貢献するため、国際理解と協力に積極的に取り組みます。

現状と課題

■現状

- 女性は妊娠や出産など、男性とは異なる身体的課題に直面することがあり、互いに十分理解することが求められます。
- 一人暮らし高齢者が増加しており、見守り体制の強化が必要です。
- 障がい者やひとり親家庭では、住まい・収入等の自立基盤整備が不十分です。
- 市民アンケートでは、防災面で6割以上の方が「避難所の設備」、「要配慮者への配慮」を要望しています。

■課題

- 男女が互いに心身の健康について正しい知識を身につけ、主体的に行動できるよう、ライフステージに応じた健康づくり支援が必要です。
- 高齢者・障がい者・ひとり親家庭等を地域全体で支える仕組みを推進する必要があります。
- 災害時に性差や要配慮者への影響を踏まえ、地域ぐるみの避難所運営・防災活動を推進する必要があります。
- 異文化理解や国際協力を促進し、多文化共生のまちづくりを推進する必要があります。

具体的な取り組み

13 ライフステージに応じた健康づくりへの支援

誰もが生涯にわたり、適切な自己管理を行えるよう支援します。

また、健康の保持・増進を目的に、健康指導やスポーツを取り入れた講座等を開催し、ライフステージに応じた総合的な支援を行います。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
9 3	不妊症対策支援事業	不妊治療が必要であると医師に診断され、医療機関で不妊治療を受けた方に、治療費の一部を助成します。	子ども家庭支援課
9 4	妊産婦健康診査事業	安心して妊娠・出産に取り組めるようにするため、妊産婦健康診査を実施し、妊娠時及び産後の異常の早期発見・早期治療等を促進するとともに、妊産婦の健康管理の向上を図ります。	健康課
9 5	プレママ教室	妊婦やその家族を対象に、妊娠期から出産、産後にかけて、体とこころの変化及び食事等について、必要な知識を身につけてもらい、健康維持のための生活習慣の基礎をつくるとともに、妊婦同士の仲間づくりの場を提供します。	健康課
9 6	ニュースポーツフェスティバルの開催	生涯にわたりスポーツに親しめるよう、老若男女を問わず気軽に取り組めるニュースポーツの体験を通して、市民の世代間交流と健康の維持増進、生涯スポーツの普及に努めます。	スポーツ振興課
9 7	乳がん・子宮がん検査の実施	女性特有の疾病的予防・早期発見のため、乳がん・子宮がん検査を実施します。	健康課

14 援助を必要とする人への支援

高齢者、障がい者、ひとり親など、様々な困難を抱える方が地域で安心し、自立した生活が送れるよう支援します。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
98	通所型サービスB（オアシス支援事業）	こども、障がい者及び高齢者に対する日常的な集いの場を提供します。（再掲No.49）	高齢福祉課
99	地域支援事業	介護や福祉に関する様々な困りごとを電話や来所、また訪問により相談を受け、保健師と主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職が連携しながら高齢者やその家族の方たちの生活を支援します。	高齢福祉課 地域包括支援センター
100	障がい者相談支援事業	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、総合的な観点からサービス利用などの適切な利用支援を行うことで、障がいがあっても安心して暮らせる環境を整えます。	社会福祉課
101	ひとり親家庭への相談・自立支援の充実	ひとり親からの様々な相談を受けるとともに、就労をはじめ自立に向けての支援を行います。	子ども家庭支援課

15 防災・防犯活動への参画促進

市民一人ひとりを市民全体で守るという共通認識のもと、誰もが安全・安心に生活できるよう、地域ぐるみで防災・防犯活動に取り組みます。また、すべての人に配慮し、男女共同参画の視点に立った取組を推進します。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
102	防災意識の普及事業	災害に備え、防災意識の啓発に取り組むとともに、防災情報の適切な伝達、災害予防対策など防災、減災対策の充実を図ります。	総務課
103	男女共同参画の視点を取り入れた各種防災対策の拡充	男女共同参画の視点を反映した避難所運営マニュアルの改訂や防災活動における意思決定及び指導的な役割に女性が参画する機会を増やす取組などを継続します。	総務課

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
104	自主防犯団体支援事業	地域の防犯意識の向上、及び防犯体制の強化を図るために、防犯パトロール用品貸出等の支援を行います。	生活安全課

16 多文化共生・国際交流の推進

男女共同参画の課題は、各国の社会状況や文化によって形は異なっても世界共通の課題であるとの認識のもと、多様な文化や価値観に触れる機会を広げ、国際的な視野で考え方行動できるよう、国際交流への積極的な参画を促進します。

また、外国人市民が性別や文化の違いに縛られず安心して生活できるよう、医療・保健・防災等の生活情報の多言語提供、相談体制の整備等の支援を拡充します。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
105	国際理解推進事業	幼児・児童・生徒に対し国際理解教育や英語教育の充実を図るほか、一般向けに国際理解講座などを開催します。	生涯学習課
106	海外都市交流事業	海外姉妹都市である米国・サウスダコタ州ラピッド市と中高生の相互派遣や市民交流を進めます。また、観光友好都市である韓国・慶州市、台湾・台南市との交流を進めます。	生活安全課 観光課
107	外国人市民支援事業	外国人市民が安心して生活できるよう日光市国際交流協会と連携し、日本語教室の開催や、多言語による生活情報の発信を行い、外国人市民の生活を支援します。	生活安全課
108	外国人相談業務	随時在住外国人相談を実施します。(必要に応じ日光市国際交流員 (CIR) 等と連携)	市民課 生活安全課

IV 計画を推進しよう

男女共同参画の推進にあたっては、取り組む施策があらゆる分野にわたるため、総合的かつ計画的に展開していくことが必要です。

また、男女共同参画の形成をめざすという共通認識のもと、全庁的な推進体制により、本プランを実効性のあるものにするとともに、市民と行政とが課題を共有する中でパートナーシップを構築し、事業所、団体等の活動と連携を図り、協働の関係をつくりあげることが大切です。行政、関係機関、市民一人ひとりがそれぞれの立場で本プランの目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが期待されます。

男女共同参画社会の実現をめざすという共通目標を一人ひとりが認識し、それぞれの立場で推進に向けた取り組みを行います。

施策の方向7 推進体制の充実

男女共同参画を進めていく上で行政の果たす役割は大きく、すべての職員が男女共同参画の形成をめざすという共通認識を持つことが必要です。

また、男女共同参画を進めるための施策は多岐にわたり、市単独での対応が難しいことも多くあるため、引き続き国・県、市民や事業所、団体、グループ、NPO 法人等と連携し、それぞれの立場で男女共同参画の意義を理解し、主体的な取組を展開することが重要です。

現状と課題

■現状

- 令和6年度の日光市男性職員の配偶者出産休暇取得率は94.1%で、令和元年度の69.2%から24.9ポイント増加しています。
- 令和6年度の日光市男性職員の育児参加休暇取得率は64.7%で、令和元年度の19.2%から45.5ポイント増加しています。
- 男女共同参画プラン、配偶者からの暴力対策基本計画、働く女性の活躍推進プランの進捗状況については、事業の実施状況や成果目標の達成状況を毎年度調査し、進捗状況報告書を作成・公表しました。
- 国・県の制度によるべき施策等には引き続き要望を行っていくとともに、より広域的な取組が必要な問題については、関連自治体との連携による対応が必要となります。男女共同参画に関する施策の一層の推進を図るため、国・県の計画や方針については、積極的に情報提供に努めることも重要となっています。

■課題

- 各施策を推進する職員一人ひとりが男女共同参画の必要性を認識し、また、ワーク・ライフ・バランスを実現させるなど、市民のモデルとなるよう、職員への意識啓発を積極的に進める必要があります。
- 国や県、市民、事業所、団体、グループ、NPO 法人等と行政との連携を密にし、互いの役割を果たしながら、連携と協働のもと、プランを推進する必要があります。

具体的な取り組み

17 市の推進体制の充実

すべての職員が男女共同参画社会の実現をめざすという共通認識を持って職務にあたれるよう、男女共同参画に関する意識啓発を行います。また、市職員自らがワーク・ライフ・バランスを実現させ、その個性と能力を十分に發揮し、あらゆる分野に参画できるような職場環境づくりを行います。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
109	男女共同参画社会づくり推進本部の運営	市長を本部長とする「男女共同参画社会づくり推進本部」を設置し、市全体で男女共同参画施策を総合的・効果的に推進します。併せて、本プランの事業評価と進捗管理を一体的に実施します。	総務課
110	市職員へのハラスメント ^{※21} の理解と防止に向けた研修の実施	市職員を対象に研修を実施することで、ハラスメントを正しく理解し、その防止及び対処法を学習します。	人事課
111	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員の仕事の進め方や働き方を見直すとともに、女性が活躍するための環境づくりを進めるため、法に基づく日光市特定事業主行動計画 ^{※22} を策定し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	人事課

^{※21} ハラスメント：色々な場面での《いやがらせ・いじめ》を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

^{※22} 日光市特定事業主行動計画：次世代育成支援対策推進法に基づき、国や地方公共団体が、職員を雇用する事業主の立場から、職員の仕事と家庭の両立に関して講じる措置の内容を記載した計画で、策定が義務づけられています。また、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、同様に行動計画の策定が義務づけられています。

18 市民・地域・行政との連携

市民や地域など多様な主体が連携を図り、男女共同参画の推進に向けた環境づくりを行います。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
112	男女共同参画社会づくり市民会議の運営	男女共同参画社会の実現を効果的に推進するため、市民主体の「市民会議」を設置し、市民との連携・協働のもとでプランを推進します。これにより、市民の視点に立った男女共同参画施策の実施へつなげます。	総務課
113	地域における男女共同参画の促進	市民団体・NPO法人・ボランティアとの連携を強化し、男女双方の積極的な参画を促進します。併せて、主要な役職への就任についても男女を問わず推進するよう働きかけ、地域で男女が支え合い協力できる体制を構築します。これにより、誰もが暮らしやすい地域づくりと活発な市民活動を実現します。	総務課 地域振興課

19 国や県・他自治体・関連機関との連携

計画の推進にあたり、国・県等関連機関との連携を図ります。また、先進事例について積極的に情報提供を行うとともに、国や県等の情報を収集、整理し、各種広報媒体を活用した広報により、地域における身近な発信拠点として、国・県等の関係機関と連携していきます。

■事業内容

事業No	事業名	事業の内容	担当課
114	男女共同参画に関する国や県、他市町村からの情報の提供	男女共同参画に関する調査結果や各種データを提供し、国・県の動向を的確に把握できるようにします。さらに、他自治体の最新施策を収集・共有して連携を図り、本市の施策をより一層推進します。	総務課
115	女性活躍の推進に向けた連携体制の構築	栃木県労働局と締結している「雇用対策協定」に基づいた連携や、そのほか民間企業及び関係機関と連携を図ることで、女性の活躍を促進するための環境づくりに取り組みます。	商工課 総務課

資料編

1. 「男女共同参画プラン日光(第3期計画)」策定経過

日時	会議等	備考
R06/12/3	幹事会会議	・アンケート内容の検討・協議
R06/12/13	推進本部会議	・アンケート内容の検討・協議
R07/1/20～ R07/2/14	「日光市男女共同参画に関するアンケート調査」実施	・市内在住 18 歳以上の市民 ・市内事業所
R07/7/2～ R07/7/18	幹事会会議（書面協議）	・アンケート結果報告
R07/7/31～ R07/8/18	推進本部会議（書面協議）	・アンケート結果報告
R07/9/5	審議会	・アンケート結果報告
R07/10/17	幹事会会議	・計画素案の検討・協議
R07/11/18	推進本部会議	・計画素案の決定
	審議会（諮問）	・市長より審議会へ計画原案諮問
	市議会議員全員協議会	・計画原案の報告
	パブリックコメントの実施	・計画原案の周知、意見募集
	審議会（答申）	・審議会より市長へ答申書提出
	幹事会会議	・計画修正原案協議
	推進本部会議	・計画最終案の決定
	市議会議員全員協議会	・計画最終案の報告

2. 日光市男女共同参画社会づくり推進本部

○日光市男女共同参画社会づくり推進本部設置規則

平成18年6月2日 規則第291号
最終改正 令和6年3月25日 規則第10号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現を図るための施策を総合的かつ効果的に推進するため、日光市男女共同参画社会づくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 男女共同参画社会づくりのための施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会づくりのための施策に関する関係部課間における連絡及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会づくりの推進に関して、必要と認められること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 推進本部の委員のうち女性委員の比率は、40パーセント以上とする。
- 3 本部長は市長とし、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

（平18規則299・平19規則30・一部改正）

(任期)

第4条 推進本部の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部長等)

第5条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指定した副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 推進本部は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 会議に付すべき事項について、推進部会と協議及び調整を行い、原案を作成すること。
- (2) 推進本部が決定した施策の推進に関する調査研究及び実施に関すること。

- 3 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

- 4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は企画総務部長の職にある者を、副幹事長は企画総務部総務課長の職にある者をもって充てる。

5 幹事長は、幹事会の会務を総理し、副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

7 幹事会は、必要があると認めたときは、別表第2に掲げる者以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(平21規則39・平22規則33・令4規則31・一部改正)

(推進部会)

第8条 推進本部に幹事会の会議に付議すべき事項について、調査又は研究をするため、推進部会を置く。

2 推進部会は、別表第3に掲げる者をもって組織する。

3 推進部会に部会長及び副部会長を置き、別表第3に定める職にある者をもって充てる。

4 部会長は、推進部会の会務を総理し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 推進部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

6 推進部会は、必要と認めたときは、部会員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(推進班)

第9条 部会長は、推進部会が処理すべき事項について調査及び研究するため特に必要と認めたときは、推進班を置くことができる。

(事務局)

第10条 推進本部及び幹事会の庶務は、企画総務部総務課（以下「総務課」という。）において処理する。

2 推進部会及び推進班の庶務は、総務課において処理するものとする。

(平21規則45・全改、令4規則31・一部改正)

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年7月15日規則第299号）

この規則は、平成18年7月15日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第30号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第44号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第39号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月20日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月1日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第36号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第39号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第30号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第25号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月2日規則第16号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第31号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第21号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日規則第10号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平31規則25・全改、令5規則21・一部改正）

企画総務部長 財務部長 地域振興部長 市民生活部長 健康福祉部長 観光経済部長 建設部長 上下水道部長 会計管理者 教育次長
議会事務局長 消防長 本部長が指名する管理職にある女性職員又は管理職に準ずる女性職員

別表第2（第7条関係）

（平31規則25・全改、令4規則31・令5規則21・一部改正）

幹事長 企画総務部長
副幹事長 総務課長
幹事 企画総務部、財務部、地域振興部、市民生活部、健康福祉部、観光経済部、建設部、上下水道部、教育委員会事務局、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び消防本部の各所属部等から推薦された職員

別表第3（第8条関係）

（平31規則25・全改、令2規則16・令4規則31・令5規則21・令6規則10・一部改正）

部会長 企画総務部長
副部会長 総務課長
部会員 総合政策課長 デジタル戦略課長
秘書広報課長 人事課長 財政課長 資産経営課長 契約検査課長 税務課長 地域振興課長 日光行政センター所長 藤原行政センター所長 足尾行政センター所長 栗山行政センター所長 生活安全課長 市民課長 保険年金課長 資源循環推進課長 社会福祉課長 高齢福祉課長 子ども家庭支援課長 保育課長 健康課長 観光課長 日光観光課長 藤原観光課長 足尾観光課長 栗山観光課長 商工課長 農政課長 環境森林課長 都市計画課長 建設課長 維持管理課長 建築住宅

課長 水道課長 下水道課長 会計課長 学校教育課長 生涯学習課長 文化財課長 スポーツ振興課長 中央公民館長 議事課長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 消防本部総務課長 消防本部予防課長 消防本部警防課長 消防本部通信指令課長 今市消防署長 日光消防署長 藤原消防署長

3. 日光市男女共同参画審議会

○日光市男女共同参画審議会規則

平成21年3月31日 規則第36号

改正 令和4年3月31日 規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、日光市男女共同参画推進条例(平成21年日光市条例第5号。以下「条例」という。)第24条第6項の規定に基づき、日光市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市内において事業を行う個人、法人その他の団体から推薦を受けた者

(3) 市内に在住し、男女共同参画社会づくりに高い関心と問題意識を有する者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第5条 審議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求める意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 審議会の庶務は、企画総務部総務課において処理する。

(令4規則31・一部改正)

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つ

て定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第31号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○日光市男女共同参画審議会 委員名簿

任期：令和7年10月1日～令和9年9月30日

令和7年10月1日現在（敬称略・順不同）

	役職名	氏 名	団体名等
1	アドバイザー (学識経験者)		
2	会長		
3	副会長		
4	委員		
5	委員		
6	委員		
7	委員		
8	委員		
9	委員		
10	委員		
11	委員		
12	委員		
13	委員		
14	委員		
15	委員		
16	委員		

4. 日光市男女共同参画推進条例

平成 21 年 3 月 12 日
条例第 5 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条—第 18 条)
- 第 3 章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等(第 19 条—第 23 条)
- 第 4 章 日光市男女共同参画審議会(第 24 条)
- 第 5 章 雜則(第 25 条)

附則

すべての人は平等であり、性別にかかわらず、一人ひとりが尊重されなければなりません。

わが国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、国際社会と連動しながら、男女共同参画社会の形成に関する取組みが進められています。

日光市においては、男女共同参画の推進をまちづくりの重要な方策として位置付け、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを積極的に進めています。

しかし、家庭や職場、地域の中で、依然として性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が根強く存在しており、個人の自由な活動や生き方の選択に影響を及ぼしています。

また、一方では、ドメスティック・バイオレンスなどの性別に起因する暴力が、人権を侵害する行為として男女共同参画の推進を妨げています。

さらに、私たちを取り巻く状況は、本格的な少子高齢化、家族形態の多様化、国際化及び高度情報化の進展などの急速な変化に直面しています。

このような状況に対応していくためには、家庭や職場、地域における男女の従来の意識を改革し、男女が互いの人権を尊重し、共に協力し合い、責任を担い、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を早急に形成し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保たれ、人と人との心が通い合う、思いやりに満ちた温かいまちを築いていくことが重要であります。

ここに日光市は、あらゆる分野の人々

が協働して「一人ひとりが輝く男女共同参画のまち日光」を早期に実現することを決意し、この条例を制定するものです。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に関わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、家庭、職場、学校、地域その他の生活において対等に参画し、一人ひとりの個性及び能力が十分に発揮され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者並びに市内において働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、恋人等の親密な関係(配偶者であった者及び恋人等の親密な関係にあった者を含む。)において行われる身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力その他言動をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快感を与えること若しくは生活環境を害すること又

はその相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(7) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和をいい、誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿った形で展開できる状態をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の性別に起因した暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう意識の改革が進められること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、家庭の重要性を認識し、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、互いに協力し合い、家庭生活と家庭生活以外の社会における活動との両立ができるよう配慮されること。

(5) 家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育が、男女の人権の尊重を基本として行われること。

(6) 男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、かつ、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営むことができるようすること。

(7) 男女共同参画の推進のための取組みが、国際社会の動向と密接な関係があることを考慮し、国際社会と協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策以外の施

策の策定及び実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民及び事業者と協働し、国及び他の地方公共団体と連携して取組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に自らが積極的に取組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、男女共同参画の推進に積極的に取組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に関わる者の責務)

第7条 家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育において、次代を担う子どもの教育に関わる者は、個々の教育を行う過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という)を策定するものとする。

2 基本計画の策定に当たっては、基本理念に基づかなければならない。

3 市長は、基本計画の策定及び変更に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第24条に規定する日光市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画を策定又は変更した

ときは、速やかにこれを公表するものとする。

(市民の理解を深めるための措置等)

第 9 条 市は、市民が、男女共同参画についての関心と理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組みを積極的に行うことができるよう、広報啓発活動、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、男女共同参画推進のための人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、刊行物等を作成するに当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより、男女共同参画の推進を阻害することのないよう努めなければならない。

(事業者が行う活動への支援等)

第 10 条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野における措置)

第 11 条 市は、農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営における対等な構成員として仕事と生活の責任を担い合うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(学習活動への支援)

第 12 条 市は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の推進のための学習機会の充実及び学習活動への支援を行うものとする。

(仕事と生活の両立支援)

第 13 条 市は、男女が、子育て、介護等の家庭生活において、相互に協力し合えるようワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うものとする。

2 市は、事業者が行うワーク・ライフ・バランスに配慮した取組みを支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

(政策・方針決定の場における委員等の構成)

第 14 条 市は、附属機関等を設置するに当たり、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、必要に応じて積極的改善措置を講ずることにより、男女双方の視点が欠けることのないよう努

めるものとする。

2 市は、社会のあらゆる分野における活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に当たっては、性別にかかわらず、市の職員個人の意欲と能力に応じて均等な機会を確保し、率先して男女共同参画を推進するものとする。

(年次報告)

第 15 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施内容及び進捗状況について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(表彰)

第 16 条 市長は、男女共同参画推進のための取組みを積極的に行っている事業者を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定により表彰を行ったときは、当該表彰を受けた者の取組みを公表するものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、表彰の基準その他表彰に関し必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画週間)

第 17 条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を深めるため、男女共同参画都市宣言の日を記念し、毎年 3 月に日光市男女共同参画週間を設けるものとする。

(意見等の申出への対応)

第 18 条 市民及び事業者は、市が実施する施策において、男女共同参画の推進に關係する意見や苦情(以下「意見等」という。)があるときは、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があった場合は、適切に対応するとともに、必要と認めるときは、第 24 条に規定する日光市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第 1 項の意見等の申出について、当該申出を行った者に対し、意見等への対応を通知するものとする。

第 3 章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等

(性別に起因する権利侵害の禁止)

第 19 条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的を問わず、性別に起因する権利侵害や差別的取り扱い

を行ってはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスその他男女間において身体的、精神的な苦痛を与える暴力その他の言動を行ってはならない。

(性別に起因する権利侵害に関する相談)

第 20 条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うために必要な相談体制の整備を行うものとする。

- 2 市は、前条に関する相談に対しては、関係機関と連携して適切かつ迅速に必要な支援を行うものとする。

(性別に起因する暴力に対する措置)

第 21 条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(被害者の緊急一時保護)

第 22 条 市は、前条に規定する暴力を受けた者からの申し出があったときは、別に定めるところにより、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)の緊急一時保護を行うものとする。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 23 条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力的行為を助長し、又は連想させる表現にならないよう配慮しなければならない。

第 4 章 日光市男女共同参画審議会

(日光市男女共同参画審議会の設置及び組織)

第 24 条 男女共同参画の推進を図るため、日光市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、この条例に定めるものほか、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に意見を述べること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた諮問に応じ、答申すること。

3 審議会は、市長が委嘱する 20 人以内の委員をもって組織する。

4 審議会は、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の 10 分の 4 未満とならな

いものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

- 5 委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第 5 章 雜則

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

5. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

国連総会採択 1979年12月18日
日本批准 1985年6月25日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にすることを想起し、

窮屈の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ

完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのためには女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部【総論】

第1条【女子差別の定義】

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条【締約国の差別撤廃義務】

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別の非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。
(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現

を法律その他の適切な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適切な立法その他の措置（適切な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣習も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためすべての適切な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣習を修正し又は廃止するためのすべての適切な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条【女子の完全な発展・向上の確保】

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適切な措置（立法を含む。）をとる。

第4条【差別とならない特別措置】

- 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条【役割分担の否定】

締約国は、次の目的のためのすべての適切な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣習の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条【売買・売春からの搾取の禁止】

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適切な措置（立法を含む。）をとる。

第2部【公的生活に関する権利】

第7条【政治的・公的活動における平等】

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- 自国の公的又は政治的活動に關係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条【国際的活動への参加の平等】

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適切な措置をとる。

第9条【国籍に関する平等】

- 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部【社会生活に関する権利】

第10条【教育における差別撤廃】

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

- 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- すべての段階及びあらゆる形態の教育にお

ける男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第 11 条【雇用における差別撤廃】

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特

に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条【保健における差別撤廃】

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分婏及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条【経済的・社会的活動における差別撤廃】

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条【農村女子に対する差別撤廃】

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部【私的生活に関する権利】

第15条【法の前の男女平等】

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条【婚姻・家族関係における差別撤廃】

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれ

らに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部【女子に対する差別の撤廃に関する委員会】

第17条【女子差別撤廃委員会】

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するため、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後は 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入る。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 9 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 9 人の委員は、最初の選挙の後

直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

- 6 委員会の 5 人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち 2 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 2 人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条 【締約国の報告義務】

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内
 - (b) その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条 【委員会の規則】

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

第 20 条 【委員会の会合】

- 1 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を越えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条 【委員会の報告・提案・勧告】

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載す

る。

- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条 【専門機関と委員会】

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部 【最終条項】

第 23 条 【高水準の国内・国際法令の優先適用】

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条 【条約上の権利の完全実現】

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条 【署名・批准・加入・寄託】

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条 【改正】

- 1 いづれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条 【発行】

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条 【留保】

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長のあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条【紛争解決】

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条【正文】

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

6. 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号
最終改正 令和 7 年 6 月 27 日 法律第 80 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会

的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措

置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同

参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十八条繰下・一部改正)

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前十三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十九条繰下)

第三章 男女共同参画会議

(平一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理

大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施

行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月二七日法律第八〇号)

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=令和八年四月一日)

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号
最終改正 令和 5 年 6 月 14 日 法律第 53 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に

ある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

(平一六法六四・令五法三〇・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機

関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設におい

て、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行っては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、

必要な援助を行うことができる。

(令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(令四法五二・一部改正)

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(令五法三〇・追加)

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令五法三〇・追加)

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令五法三〇・追加)

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は

警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行って当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行って当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公

安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立

てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その

他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五

歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛け著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫を

いう。以下この章において同じ。) を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。) が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。) から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(令五法三〇・追加)

(管轄裁判所)

第十一條 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・令五法五三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・令五法三〇・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護

を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しほは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を歸することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（令五法三〇・追加）

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（令五法三〇・追加）

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法

令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（令五法三〇・追加）

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、

速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている

保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を次くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・

一部改正)

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰すことのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに關し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(令五法三〇)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十

四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十五条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		項及び第二百三十一条の二第二項	理組織を使用する方法	
第百十二条第一項を開始した本文	前条の規定による措置	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百十二条第一項を開始したただし書	前条の規定による措置	当該掲示を始めた	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載について
第百十三条の二第二項	書類又は電磁的記録	書類	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	記載又は記録	記載	当該電子調書	当該調書
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百三十一条の二第二項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
	当該書面又は電磁的記録	当該書面	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
	又は電磁的記録その他これにこれに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第百五十一条第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織	方法	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第百六十二条第一項	電子調書	電子調書	電子調書	調書
	記録しなければ	記録しなければ	記載しなければ	記載しなければ

四項 は

(令五法三〇・全改)

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相

談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適當と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・令四法五二・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

(令四法五二・一部改正)

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であつた者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加、令五法三〇・一部改正)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・令四法六八・令五法三〇・一部改正)

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令五法三〇・追加)

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正、令五法三〇・旧第三十条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一一日法律第一一三号）
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをできる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関

係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）
抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十二条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の处罚については、次章に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の

法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）
抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行日＝令和七年六月一日）

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十二条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（施行の日＝令和六年三月一日）

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十二条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にさ

れる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。」を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必

要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五法律五三)抄

(接近禁止命令等の申立て等に関する経過措置)

第一百九十八条 第二号施行日から施行日の前日までの間における改正後配偶者暴力防止法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「第五十三条第一項又は第五十九条第三項」とあるのは「第五十三条第一項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三百八十七条 この法律(附則第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十二条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条

第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十五条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(令和七年政令第二六二号で令和七年一〇月一日から施行)

8. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日 法律第 64 号
最終改正 令和 7 年 6 月 11 日 法律第 63 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雜則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済

情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に關し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（令七法六三・一部改正）

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(令七法六三・一部改正)

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画

（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画

(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主

行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づ

く取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付すことができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に關し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、

募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正、令四法一二・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で

定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条繰下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいづれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいづれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正）

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

（令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業

訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（令元法二四・旧第十八条繰下）

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（令元法二四・旧第十九条繰下）

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正）

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関

(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員

(以下この項において「関係機関等」という。)

が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条繰下)

第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に關し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加・一部改正)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（令元法二四・令七法六三・一部改正）

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定

公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十

六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日か

ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一二号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定

(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二

第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条

第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、

拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月一一日法律第六三号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定(「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。)、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項(見出しを含む。)の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する

る法律第十二条の改正規定を除く。) 並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の四の改正規定(「昭和四十一年法律第一百三十二号)」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。) 令和八年四月一日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条の二 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に關係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

9. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日 法律第52号

目次

第一章 総則（第一条—第六条）
第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
第四章 雜則（第十六条—第二十二条）
第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏ま

え、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をい

う。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画

（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に

規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るために、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護する必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに關する必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（令四法六六（令四法五二）・一部改正）

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経

験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るために医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年

法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの人等であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雜則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な待遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲

げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（令四法六八（令四法五二）・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

（児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日＝令和四年六月一五日）

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和四年六月一七日）

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十二条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定
公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十五条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定

する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）と同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）と同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日＝令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

10. 用語説明索引

か行

家族経営協定 ······ 25

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間で十分に話し合って取り決める協定です。

クオータ制 ······ 43

積極的に性差別をなくすために暫定的にとられる制度です。女性問題では、政策決定機関での男女間の格差を積極的に是正するための方策で、「割り当て制」といい、審議会・委員会等で任命・選挙を問わず、一方の性が 40% を下回らないようにすることです。

合計特殊出生率 ······ 12

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出産率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間にこどもを産むとした場合の平均の子どもの数です。

き行

ジェンダー (gender) ······ 4

生物学的意味合いからみた男女の性区別をセックス (sex) と呼ぶのに対して、社会的意味合いからみた男女の性区別のことをいいます。

女性に対する暴力をなくす運動 ······ 55

女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るために、国が平成 12 年度から実施しています。11 月 25 日（国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際日」）を最終日とする 2 週間です。

女性のエンパワーメント (Empowerment) ······ 20

男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことです。

女性の労働力率 ······ 14

人口（日本では 15 歳以上）に対する労働力人口の比率。労働力人口とは、就業者に完全失業者を加えた人数で、15 歳以上で働いている人と働く意欲のある人がどれくらいいるかを示すものです。

性的マイノリティ (LGBTQ) ······ 33

性的指向が同性や両性に向いている人、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない人などをいいます。

性的指向・性自認 ······ 32

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念のことです。

セクシュアル・ハラスメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
性的いやがらせのことをいいます。雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられています。

た行

地域包括支援センター……………48
地域住民の心身の健康保持と生活安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

データ DV ･･ ･･ 21
　　恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふる
　　われる身体的、精神的及び性的暴力のことです。

栃木県男女共同参画地域推進員……………44
男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画の推進と女性問題の課題解決を図るため、男女共同参画の推進の担い手として、地域において活動するボランティアで、栃木県によって委嘱されています。

な行

日光市特定事業主行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
次世代育成支援対策推進法に基づき、国や地方公共団体が、職員を雇用する事業主の立場から、職員の仕事と家庭の両立に関する講じる措置の内容を記載した計画で、策定が義務づけられています。また、平成 27 年 9 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、同様に行動計画の策定が義務づけられています。

認定農業者……………25
魅力ある農業経営をめざす農業者が、自らの経営を改善するために作成した「農業経営改善計画」を、市町村が認定した農業者です。経営規模拡大や生産方式の合理化、経営管理の合理化、従事態様の改善をめざします。

は行

‰ (パーミル、あるいはプロミル) 1,000 分の 1 を 1 とする単位です。出生率は人口 1,000 人あたりの出生数を示しているので、‰で表します。

配偶者暴力相談支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用などの援助を行う機関です。

配偶者からの暴力……………18
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条、第28条の2参照。

ハラスメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
色々な場面での《いやがらせ・いじめ》を言います。その種類は様々ですが、他者に対する
発言・行動等が本人の意図に關係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益

を与えたり、脅威を与えることを指します。

プレママ・・ 23
プレ (pre) とは、「以前の」という意味で、ママになる以前=妊娠中の女性を指します。

わ行

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



国連サミットにおいて、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までに世界が取り組む17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されたことを受け、日本において「SDGs実施指針」や「SDGsアクションプラン2020」が策定されました。国第5次男女共同参画基本計画では、ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」の視点をあらゆる施策に反映させ、国際社会と協調して積極的に取り組むこととしています。

男女共同参画プラン日光 (第3期計画)

一人ひとりが輝く男女共同参画社会をめざして

発行年月：令和8年3月

発行：栃木県 日光市 企画総務部 総務課

〒321-1292

栃木県日光市今市本町1番地

TEL：0288-21-5184（直通） FAX：0288-21-5137

E-mail：soumu@city.nikko.lg.jp

